大学コンソーシアム沖縄　令和元年度　第3回運営委員会

議事次第

１．日　時：令和2年2月14日(金)10:00～11:30

２．場　所：琉球大学　大学本部棟　２階　第二会議室

| | 資料番号 |
|---|---|
| 3. 議　事 | |
| （１）理事の改選について | 資料1 |
| （２）大学コンソーシアム沖縄の規程整備ついて | |
| ①公印取扱規程（案）について | 資料2 |
| ②謝金支給事務要領（案）について | 資料3 |
| ③旅費支給事務要領（案）について | 資料4 |
| ④共催及び後援等名義使用規程（案）について | 資料5 |
| ⑤監査に関する申合せ（案）について | 資料6 |
| （３）大学コンソーシアム沖縄法人活動について | 資料7 |
| （４）沖縄学術振興会議資金残余（20 万円）の大学コンソーシアム沖縄への寄附申入れについて | 資料8 |
| （５）博士後期課程の学生を対象にしたプレＦＤについて | 資料9 |
| （６）今年度の活動報告について | |
| ①子どもの居場所学生ボランティアセンター | 資料10 |
| ②ＦＤ・ＳＤ事業 | 資料11 |
| ③県内大学入試説明会 | 資料12 |
| （７）その他 | |
| ①リフレット案 | 資料13 |
| ②県民向け公開講座チラシパターン提示 | 資料14 |
| ③「沖縄知の風」について（事務局長説明） | 資料15 |
| ④おきなわ数理・データサイエンス教育普及連絡会へのご案内 | 資料16 |
| ⑤論文発表の先にあるもの ～ 研究成果の地域展開 ～ | 資料17 |
| ⑥大学生向けの消費者トラブルに関する資料（沖縄県消費生活センター） | 提供資料 |

【配布資料】

（大学コンソーシアム沖縄　令和元年度 第2回運営委員会　議事概要(案)）

資料１　大学コンソーシアム沖縄 理事の改選について

資料２　大学コンソーシアム沖縄 公印取扱規程（案）

資料３　大学コンソーシアム沖縄 謝金支給事務要領（案）

資料４　大学コンソーシアム沖縄 旅費支給事務要領（案）

資料５　大学コンソーシアム沖縄 共催及び後援等名義使用規程（案）

資料６　大学コンソーシアム沖縄 監査に関する申合せ（案）

資料７　大学コンソーシアム沖縄 法人活動について

資料８　沖縄学術振興会議資金残余(20 万円)の大学コンソーシアム沖縄への寄附申入れメモ

資料９　大学コンソーシアム沖縄 公印取扱規程（案）

資料 10　子どもの居場所学生ボランティアセンター活動報告資料

資料 11　県民向け公開講座・ＦＤ・ＳＤ取組一覧

資料 12　沖縄県高等学校 PTA 連合会・大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ沖縄共催 県内大学入試説明会案内チラシ

資料 13　大学コンソーシアム沖縄 リフレット（案）

資料 14　大学コンソーシアム沖縄 県民向け公開講座チラシパターン提示

資料 15　「沖縄知の風」法人概要

資料 16　おきなわ数理・データサイエンス教育普及連絡会へのご案内

資料 17　論文発表の先にあるもの ～ 研究成果の地域展開 ～

大学生向けの消費者トラブルに関する資料（沖縄県消費生活センター）

（机上配付）

参考資料１　一般社団法人大学コンーシアム沖縄運営委員会運営委員名簿

資料１

# 一般社団法人大学コンソーシアム沖縄　理事の改選について

１．理事の改選の手続について

名桜大学、沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学、県立芸術大学の３大学及び沖縄工業高等専門学校は、令和２年４月１日付で新たに学長及び校長が就任する予定となっていることから、新たに学長及び校長に就任する４者を理事として改選するものである。

・定款第１７条第３項に基づき、候補者ごとに改選の議決を行わなければならない。（総正会員の過半数を有する正会員の出席と正会員の議決権の過半数）

２．各理事の氏名、現職、改選の年月日は以下のとおり。　（令和２年２月１４日現在）

| No | 氏　　名 | 現　　職 | 大学・役職（予定） | 大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ沖縄役職 | 就任の年月日（予定） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １ | 砂川　昌範（すながわ　まさのり） | 人間健康学部長 | 名桜大学長 | 理事 | 令和２年４月１日 | |
| ２ | 金　　永秀（きむ　よんす） | 理事<br>宗務部長 | 沖縄ｷﾘｽﾄ教学院大学長<br>沖縄ｷﾘｽﾄ教短期大学長 | 理事 | 令和２年４月１日 | |
| ３ | 波多野　泉（はたの　いずみ） | 美術工芸学部長 | 沖縄県立芸術大学長 | 理事 | 令和２年４月１日 | |
| ４ | ○○　○○（○○○○　○○○） | ○○○○○○○ | 沖縄工業高等専門学校 | 理事 | 令和２年４月１日 | 現安藤校長<br>3/31 退任 |

※参考：本法人の理事全員は、定款第 17 条第１項に基づき、定時の社員総会終結と同時に任期満了となるため、定時社員総会時に理事全員の再選重任の審議を行う予定。（全理事任期は同じ）

３．一般社団法人大学コンソーシアム沖縄定款（抜粋）

（決議）

第１７条　社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

（略）

３　理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（理事の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

資料 2

# 一般社団法人大学コンソーシアム沖縄公印取扱規程(案)

令和２年　月　日
制　　定

（目 的）

第１条 この規程は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄において使用する公印の作成、管理及び押印について、必要な事項を定めるものとする。

（定義及び種類）

第２条 この規程の公印とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引等に使用される印で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とし、公印の種類は次のとおりとする。

(1) 代表理事実印（代表理事の「代表理事の印」として印鑑登録済の印）
(2) 代表理事丸印（銀行等金融機関届出の印）
(3) 大学コンソーシアム沖縄角印（主として通知等に使用する印）

（印 影）

第３条 公印は、次のとおりとする。

| 代表理事実印 | 代表理事丸印 | 角　　印 |
|---|---|---|
| | | |

（作成等）

第４条 公印の作成、改刻及び廃止の必要を生じた場合は、代表理事の承認を要するものとする。

（管 理）

第５条 代表理事は、必要に応じて第２条に規定する公印を管理する者（以下「公印管理責任者」という）を指名することができる。

２ 公印管理責任者は、公印が不正に使用されることがないように、公印は常に堅固な容器に納め、執務時間外、勤務を要しない日及び休日にあっては、これを施錠しておかなければならない。

３ 公印管理責任者は、必要あると認めるときは、職員のうちから公印取扱者を指定することができる。

４ 前項の公印取扱者を指定したときは、公印管理責任者は速やかに、代表理事にその旨を報告しなければならない。

（事故報告）

第６条 第２条に規定する公印について、盗難、紛失等の事故があったときは、公印管理責任者は、直ちに、当該公印の種類、事故の内容、その他必要な事項を代表理事に報告しなければならない。当該公印について、偽造、不正使用等の事故があったときも、同様とする。

（使用）

第７条 公印の押印を受けようとする者は、当該文書に係る決裁書を添えて公印管理者又は公印取扱者に提出し、その押印を請求し、公印を押印するものとする。

（公印の使用の特例）

第８条 緊急の事情により発送しようとする文書に決裁済みの原議書を添えることができないときは、その理由を付して公印管理責任者又は公印取扱者（以下「公印管理責任者等」という）に公印の使用を請求することができる。

２ 前項の請求があった場合において公印管理責任者等は、請求の理由が適正であると認めたときは、公印の使用を承認するものとする。この場合において公印管守責任者等は、公印特例使用簿（別紙様式）にその状況を記入しておかなければならない。

３ 公印管理責任者等は前２項の規定により公印を使用させた場合は，決裁済みの原議書の確認等必要な事後措置を速やかにとるものとする。

（改廃）

第９条　この規則の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則

この規程は、令和２年　月　日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

資料 3

# 一般社団法人大学コンソーシアム沖縄謝金支給事務取扱要領（案）

令和 2年 月 日
制 定

（目的）

第１条　この要領は，一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）における謝礼金（以下　「謝金」という。）の支給基準額を定めるとともに，支給に関する事務取扱いについて必要な　事項を定め，当該謝金の支給について適正かつ円滑に実施することを目的とする。

２　本法人ボランティアセンターにおける謝金については、別に定める。

（定義）

第２条　この要領に定める謝金とは，学内外の知識人，研究者，学生及び機関等に講演，指導助言，資料の提供及び実習指導（以下「講演等」といい，別表「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄謝金支給基準単価表」の事項欄に定めるものをいう。）を依頼し，その講演等の実施に対する謝礼として，金銭を以て支給するものをいう。

２　前項に定める講演等において，請負，雇用等として，相手方に債務履行を求めるものはこの取扱要領の対象外とする。

（事前承認）

第３条　本法人において，前条第１項に定める講演等を依頼し，謝金の支給を必要とするときは，講演等実施並びに支出伺（別紙様式第１号）により，予め事務局長の承認を得なければならないものとする。

（実施済報告）

第４条　講演等を実施した場合は，速やかに講演等実施済報告書（別紙様式第２号）により，事務局長に報告しなければならないものとする。

（謝金の支給基準）

第５条　本法人における謝金については，別表「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄謝金支給基準単価表」に示す単価を上限とする。

（その他）

第６条　事務局長は，この取扱要領により難い特別な事情がある場合は，個別の事案毎に予め代表理事と協議のうえ決定するものとする。

（改廃）

第７条　この要領の改廃は，代表理事が行う。

附　則（令和　　年　　月　　日）

１．この要領は，令和　　年　　月　　日から実施する。

別表

# 一般社団法人大学コンソーシアム沖縄諸謝金支給基準単価表

| 事　　項 | | 適用範囲 | 単　位 | 基準単価 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 講　演　謝　金 | | 一般講演・特別講演 | 時間<br>（但し，30分までは0．5時間とし，30分を超え60分未満の場合は1時間とみなす。） | 一律15，000円<br>（但し，ノーベル賞，フィールズ賞その他これらに相当する賞の受賞者は，1回当たり100，000円とする。） | 注）講演等の事前・事後の打合せ等に相当する時間は含まない。 |
| 会議等出席謝金 | | | 回 | 20，000円 | |
| 原稿執筆謝金 | 日本語 | 一般原稿<br>A4版400字程度 | 枚 | 1，600円 | |
| | | 随想・提言の類<br>A4版400字程度 | 枚 | 1，900円 | |
| | | 思想・文献の類<br>A4版400字程度 | 枚 | 2，200円 | |
| | 外国語 | 一般原稿<br>A4版300語程度 | 枚 | 4，200円 | |
| | | 思想・文献の類<br>A4版300語程度 | 枚 | 5，700円 | |
| 翻　訳　謝　金 | 日本語から外国語 | A4版300語程度 | 枚 | 4，000円 | できあがりで判断する。 |
| | 外国語から日本語 | A4版400字程度 | 枚 | 3，000円 | |
| | 外国語間 | A4版300語程度 | 枚 | 5，000円 | |
| 同時通訳謝金 | 英　　語 | 一律 | 時間 | 8，000円 | |
| | 英語以外の外国語 | | | | |
| 逐次通訳謝金 | 英　　語 | 一律 | 時間 | 5，800円 | |
| | 英語以外の外国語 | | | | |
| 手話通訳謝金 | | 一律 | 時間 | 5，000円 | |
| 式典等演奏謝金 | | 団体・独奏 | 回 | 20，000円 | |

別紙様式第１号

# 講演等実施並びに支出伺

起　案　：　令和　　年　　月　　日

決　裁　：　令和　　年　　月　　日

| 代表理事 | 事務局長 | | |
|---|---|---|---|
| | | | |

伺

下記のとおり講演等〔　　〕を実施してよろしいか伺います。

なお，終了後は，下記の講師，ボランティア等に謝金を支給してよろしいか併せて伺います。

| | |
|---|---|
| 予　　算 | |
| 実　施　理　由 | |
| 実施月日・時間及び場所 | 令和　　年　　月　　日（　　）　　～<br>場所　： |
| 講演等対象者 | |
| 講師等氏名・住所及び勤務先等 | |
| 所　要　額 | 単価　　×　　時間　＝　○○○　円 |
| 備　　考 | |

別紙様式第２号

令和　　年　　月　　日

大学コンソーシアム沖縄
代　表　理　事　　殿

職　　名
氏　　名　　印

講演等実施済報告書

標記講演等〔　　〕を下記のとおり実施しましたので報告します。
ついては，謝金の支出方よろしくお願いします。

記

講演等名

演　　題

内　　容　　（実施内容を具体的に，対応・参加人数及び名簿等を添付して報告すること。）

講　　師

実施期間　　平成　　年　　月　　日（　）～ 平成　　年　　月　　日（　）

実施場所

資料 4

# 一般社団法人大学コンソーシアム沖縄旅費支給取扱要領（案）

令和２年　　月　　日
制　　定

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄旅費支給規程（以下「規程」という。）の解釈及び運用に当たっては，この要領によるものとする。

## 第４条関係　（旅費の支給手続き）

第１項

１．旅費計算に必要な書類等は，別表１のとおりとし，当該出張申請書（写）に添付して提出する。

第２項

１．仮払いは，外国出張の場合又は国内長期出張（１週間以上）の場合に行う。

## 第５条関係　（旅費の計算）

１．私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が，その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において，居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは，原則として，当該旅行については，勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

２．外国旅行の場合，１日の旅行において，日当について定額を異にする事由が生じた場合には，額の多い方の定額による日当を支給する。

３．旅費計算書等の様式は，次のとおりとする。

・様式１　出張旅費（概算・精算）計算書

・様式２　取消手数料等請求書

## 第６条関係　（交通費）

１．沖縄本島内の旅行で，水路旅行の必要がある場合は，当該市町村までの車賃の定額に船賃を加算する。

例）久高島（南城市），津堅島（うるま市）及び水納島（本部町）

２．別に定める車賃の定額は，別表２のとおりとする。

## 第９関係　（旅費の調整）

１．包括旅行運賃（いわゆるホテルパック料金）を利用した場合の旅費の支給は，次のとおりとする。

・航空運賃往復割引額（但し，適用がない場合は往復額）及び宿泊料の定額の範囲内で，当該ホテルパック料金を支給する。

この場合，ホテルパック料金の領収書に，①料金内訳（航空運賃及び宿泊費以外の鉄道賃等が含まれていないか。）及び②宿泊日数を記載させるものとする。

２．用務地において公用車等を利用した場合，又は車両を借上げた場合等の日当については，２分の１の支給額とする。

なお，旅行先において車両を借り上げた場合の経費については，国内外を問わず，物件費として別途支払うものとする。

３．旅行期間中，用務のない日（移動日を除く。）の日当については，２分の１の支給額とする。

４．次の施設に宿泊する場合の宿泊料については，２分の１の支給額とする。

(1) 公用の宿泊施設（青少年交流の家等，宿泊料を徴収しない施設）を利用する場合

(2) 本法人以外の他の機関の附属宿泊施設を利用する場合で，当該施設の宿泊料（食事代相当額を除くその他の経費）が宿泊料定額の２分の１を超えない場合

(4) 固定宿泊施設以外(車中泊等)を利用する場合

５．旅行者が同一地域に長期に滞在する場合における日当，宿泊料は次のとおりとする。

(1) その地域に到着した日の翌日から起算して，

①滞在日数が30日を超える場合には，その超える日数について定額の10分の１に相当する額をそれぞれの定額から減じた額を支給する。

②滞在日数が60日を超える場合には，その超える日数について定額の10分の２に相当する額をそれぞれの定額から減じた額を支給する。

(2) 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は，前項の滞在日数から除算する。

６．旅行者が旅行中の業務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養（入院を除く。）した場合，当該療養中の日当及び宿泊料については，それぞれ定額の２分の１の支給額とする。

7．当該旅行に支障がない程度で，かつ本人の同意のあることを条件として，旅費減額することができる。

8．旅行日程に休日（旅行日程に含まれる土日祝祭日を除く一般社団法人大学コンソーシアム沖縄非常勤職員就業規則第１７条第１項に規定する休日をいい，年次有給休暇及び特別休暇を含まない。以下同じ。）が隣接し，当該休日の利用による用務地への出発又は用務地からの帰任を当該旅行者が出張申請書に記入の上予め申し出たときは，当該出発又は帰任に係る交通費を支給することができる。ただし，次に掲げる場合はこれを認めない。

(1) 休日が３日以上連続するときにおいて，旅行日程の３日以前に用務地へ出発する場合又は旅行日程の３日目以降に用務地から帰任する場合。（旅行日程の初日又は最終日が土日祝祭日となるときはこの号の「３日」を「２日」に読み替えて適用する。）

(2) 同一用務地において３日以上の休日等を挟む前後に異なる申請に基づく用務がある場合。

(3) 意図的に休日に隣接した旅行日程を設定した場合。

(4) 旅行者が事前に休日を利用しての出発又は帰任の申し出を行わず，事後に申し出た場合。

9．上記11に規定する休日を利用しての用務地への出発及び用務地からの帰任の双方とも休日を利用する場合は交通費を支給しない。

10．上記11に規定する休日を利用しての用務地への出発又は用務地からの帰任に係る交通費が休日を利用しない場合の交通費より高額となるときは，休日を利用しない場合の交通費を上回る額は支給しない。

11．上記11に規定する休日を利用しての用務地への出発又は用務地からの帰任に伴う用務地での滞在に係る日当及び宿泊費は，これを支給しない。

12．用務地以外を経由しての用務地への出発又は用務地からの帰任に係る交通費は支給しない。ただし，用務地以外を経由することが，本法人と用務地との間の交通経路上合理的な乗り継ぎであるときはこの限りでない。

13．旅行日程中に自宅等（単身赴任者の留守宅を含む。）に宿泊するときは，宿泊料を支給しない。

(1) 用務地近隣に自宅等があり，宿泊するときは出張申請書の備考欄へ記入することとする。

(2) 自宅へ宿泊しているにもかかわらず，申し出がなく宿泊料を受給し，その後自宅への宿泊が明らかになった場合は，旅行者本人の責とし，自宅泊に係る分の宿泊料を全額返還するものとする。

**別表第１及び第２関係**

１．鉄道賃

・片道が５０ｋｍ以上の場合は，普通急行料金を支給することができる。

・片道が１００ｋｍ以上の場合は，特別急行料金を支給することができる。

・上記による場合で，当該列車の客車の全席が座席指定となっている場合に限り，座席指定料金を支給することができる。

・外国旅行において，業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には，寝台料金の実費額を支給することができる。

２．航空賃

・国内旅行において，旅客サービス施設使用料を徴収する空港を利用する場合は，当該旅客サービス施設使用料を加算した額をもって航空賃とする。

・同一経路を往復する場合は，原則として航空運賃往復割引額を上限として支給する。（ただし，往復割引の適用がない場合を除く。）

・国内旅行において，航空券の手配に当たり発券手数料等及び振込手数料が発生した場合は，航空賃に含めて支給できるものとする。ただし，航空運賃往復割引額（適用がない場合は往復額）の範囲内で支給する。

３．日当及び宿泊料

※ 本法人における日当及び宿泊料は，当該料金に基づき計算された旅費の支給により旅行中の経費が充分に賄われるものと考慮し設定した。

・外国旅費に規定する「Ａ地域」とは，次の都市及び地域をいう。

①指 定 都 市 ： シンガポール，ロサンゼルス，ニューヨーク，サンフランシスコ，ワシントン，ジュネーブ，ロンドン，モスクワ，パリ，アブダビ，ジッダ，クウェート，リヤド，アビジャン

②北 米 地 域　：　北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。），グリーンランド，ハワイ諸島，バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

③欧 州 地 域　：　ヨーロッパ大陸の諸国（フィンランド，スウェーデン，ノルウェー，デンマーク，ドイツ，オランダ，ベルギー，フランス，スイス，オーストリア，イタリア，モナコ，スペイン，ポルトガル，ギリシャ），アイスランド，アイルランド，イギリス，マルタ，キプロス，アゾレス諸島，マディラ諸島，カナリア諸島

④中近東地域　：　アラビア半島，トルコ，シリア，レバノン，イスラエル，パレスチナ，ヨルダン，イラク，クウェート，バーレーン，イラン，アフガニスタン並びにそれらの周辺の島しょ

・外国旅行における機中泊の場合の日当は，Ｂ地域の定額とする。
（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）

その他

１．特別の事情により，この要領によりがたい場合は，その都度，事務局長又は代表理事と協議を行うものとする。

２．この要領の改廃については，代表理事決裁とする。

附　則

附　則（令和　　年　　月　　日）

１　この要領は，令和　　年　　月　　日から実施する。

２　前項にかかわらず，別表２については，令和　　年月　日から適用する。

様式１

# 出　張　旅　費　（概算・精算）　計　算　書

| 申請者 | 所属部局課 | 職種（又は職業） | 氏名 | 個人番号 | 計算担当者 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

| 概算額 | 精算額 | 追給額 | 返納額 | 予算部局 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 | （所属部局以外の予算で出張する場合） | |

| 年月日 | 出発地 | 経路 | 到着地 | 宿泊地 | 鉄道賃 路程 | 鉄道賃 運賃 | 鉄道賃 急行料金 | 鉄道賃 特別車輌料金 | 鉄道賃 計 | 船賃 | 航空賃 | 車賃 定額 | 車賃 実費額 | 日当 日数 | 日当 定額 | 宿泊料 夜数 | 宿泊料 定額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | km | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 料 | 円 | | 円 | | 円 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旅行雑費 | （区分） | 円 | 旅行雑費（内訳） | | 消費税区分 | 免税 | 円 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 国内分 | 円 | | 不課税 | 円 | |
| | | | 外国分 | 円 | | 課税 | 円 | |

様式２

# 取 消 手 数 料 等 請 求 書

大学コンソーシアム沖縄　代表理事　殿

年　　月　　日付け申請の旅行について，下記のとおり取消手数料等が発生しましたので支払方お願いします。

| | |
|---|---|
| 取消手数料等発生理由 | （記載例）<br>出張申請の変更のため<br>出張申請の取消のため |
| 変 更 ・ 取 消 の 理 由 | （詳細に記載願います。） |
| 料　　金　　区　　分 | （記載例）<br>航空運賃のキャンセル料等 |
| 請　　求　　額 | 円　　＊払戻明細書（内訳明細）及び領収書等を添付してください。 |

上 記 の と お り 請 求 し ま す 。

年　　月　　日

所属部局課

職　　名

氏　　名

別表1

# 旅費計算に必要な書類等

| 区　　分 | 対　　象 | 添付を必要とする書類等 | |
|---|---|---|---|
| 国内旅費 | 航空賃 | 支払を証明するに足る書類 | 領収書及び搭乗券半券(注1) |
| | | 仮払いを受けようとする場合 | 請求書又は領収書 |
| | | 搭乗券半券を紛失した場合 | 搭乗証明書 |
| | 船賃（但し，赴任の場合） | 支払を証明するに足る書類 | 領収書 |
| | 出張報告書 | 部局長等の承認を得たもの | 出張報告書(写) |
| 外国旅費 | 航空賃 | 支払を証明するに足る書類 | 領収書(注2)及び搭乗券半券 |
| | | 仮払いを受けようとする場合 | 請求書又は見積書(注2) |
| | | 搭乗券半券を紛失した場合 | 搭乗証明書 |
| | 鉄道賃 | 運賃の等級等及びその支払を証明するに足る書類 | 領収書 |
| | 船賃 | 運賃の等級等及びその支払を証明するに足る書類 | 領収書 |
| | 車賃 | 支払を証明するに足る書類 | 領収書 |
| | 旅行の行程 | 行程，宿泊地名及び宿泊施設名，列車，船舶，航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載又は記録したもの | 旅行日誌 |
| | 旅行雑費 | 支払を証明するに足る書類 | 領収書 |
| | 出張報告書 | 部局長等の承認を得たもの | 出張報告書(写) |
| | | | |
| 損失となった旅費<br>(取消，払戻手数料等) | 旅行の変更若しくは取消した場合の損失額(注3) | 支払を証明するに足る書類 | 払戻明細書，領収書等 |
| 旅費の調整 | 旅費の調整 | | 出張申請書の備考欄等に記入<br>①出張先で自宅等へ宿泊する場合<br>「自宅への宿泊あり(○月○日～○月○日)」等を記入する。<br>②出張申請書と異なる出発または帰任の予定がある場合(ただし，取扱要領第7条関係第12に規定する場合に限る)<br>「○月○日に出発(帰任)する」等を記入する。<br>③年次有給休暇及び特別休暇を取得した場合<br>「○月○日以降年休 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | （特休）取得」等を記入する。 |

※必要な書類を提出しない場合，支給を受けることができない。
（注1）領収書等に明細の記載がない場合は，明細（航空賃，空港使用料，TAX等）がわかる書類を添付すること。
（注2）自己都合による取消，払い戻しの場合は支給を受けることができない。

別表２

# 沖 縄 本 島 内 旅 行 の 車 賃 定 額 表

（車賃の定額は，片道運賃で円単位）

| 市 町 村 | 車賃の定額 |
|---|---|
| 那覇市 | 520 |
| 沖縄市 | 520 |
| うるま市 | 780 |
| 金武町 | 1，340 |
| 宜野座村 | 1，520 |
| 名護市 | 1，760 |
| 本部町 | 2，300 |
| 今帰仁村 | 2，430 |
| 大宜味村 | 2，600 |
| 国頭村 | 2，810 |
| 東村 | 2，280 |
| 恩納村 | 1，450 |
| 北谷町 | 700 |
| 嘉手納町 | 900 |
| 読谷村 | 1，080 |
| 北中城村 | 330 |
| 豊見城市 | 690 |
| 糸満市 | 1，020 |
| 南風原町 | 690 |
| 与那原町 | 650 |
| 八重瀬町 | 750 |
| 南城市 | 920 |
| 浦添市 | 380 |
| 宜野湾市 | 360 |
| 西原町 | 490 |
| 中城村 | 200 |
| （瀬底研究施設） | 2，110 |
| （奥の山荘） | 3，410 |
| （与那演習林） | 2，960 |

＊浦添市，宜野湾市，西原町及び中城村内の旅行は支給しない

| 市 町 村 | 車賃の定額 |
|---|---|
| 那覇市 | 2，460 |
| 沖縄市 | 2，070 |
| うるま市 | 2，190 |
| 金武町 | 1，540 |
| 宜野座村 | 1，340 |
| 名護市 | 800 |
| 今帰仁村 | 680 |
| 大宜味村 | 1，450 |
| 国頭村 | 1，660 |
| 東村 | 1，110 |
| 恩納村 | 1，540 |
| 北谷町 | 2，350 |
| 嘉手納町 | 2，060 |
| 読谷村 | 2，090 |
| 宜野湾市 | 2，200 |
| 北中城村 | 1，970 |
| 中城村 | 2，420 |
| 西原町 | 2，480 |
| 浦添市 | 2，370 |
| 豊見城市 | 2，850 |
| 糸満市 | 2，910 |
| 南風原町 | 2，560 |
| 与那原町 | 2，560 |
| 八重瀬町 | 2，620 |
| 南城市 | 2，840 |
| 本部町 | 200 |
| （与那演習林） | 1，810 |
| （奥の山荘） | 2，260 |

＊本部町内の旅行は支給しない（招聘者を除く）。

| 市 町 村 | 車賃の定額 |
|---|---|
| 那覇市 | 3，000 |
| 沖縄市 | 2，680 |
| うるま市 | 2，690 |
| 金武町 | 1，970 |
| 宜野座村 | 1，770 |
| 名護市 | 1，280 |
| 本部町 | 1，680 |
| 今帰仁村 | 1，570 |
| 大宜味村 | 530 |
| 東村 | 890 |
| 恩納村 | 1，970 |
| 北谷町 | 2，780 |
| 嘉手納町 | 2，490 |
| 読谷村 | 2，520 |
| 宜野湾市 | 2，930 |
| 北中城村 | 2，810 |
| 中城村 | 3，110 |
| 西原町 | 3，330 |
| 浦添市 | 2，940 |
| 豊見城市 | 3，470 |
| 糸満市 | 3，550 |
| 南風原町 | 3，350 |
| 与那原町 | 3，350 |
| 八重瀬町 | 3，410 |
| 南城市 | 3，650 |
| 国頭村 | 150 |

＊国頭村内の旅行は支給しない（招聘者を除く）。

※なお，＊印の市町村を含む２箇所以上で用務がある場合は，当該＊印の市町村は車賃の計算対象から除き，支給することとする。

資料 5

# 一般社団法人大学コンソーシアム沖縄後援等名義使用取扱要項

令和２年　　月　　日
制　　定

（趣旨）

第１条 この要項は，大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）が，本法人以外の団体が行う公益的な事業又は行事（以下「事業等」という。）を後援，共催，協賛（以下「後援等」という。）することに関し，必要な事項を定める。

（名義）

第２条 後援等について使用を許可する名義は，「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄」又は「大学コンソーシアム沖縄」とする。

（許可の基準）

第３条 代表理事は，事業等を主催する団体から後援等名義使用の申請があったときは，次の各項に掲げる基準により審査の上，これを許可するものとする。

２　事業等を主催する団体の基準

(1) 国又は地方公共団体

(2) 学校及び学校の連合体

(3) 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし宗教法人は除く。）

(4) その他，適当であると認める団体

３　事業等の主催者，役員及び関係者等の基準

(1) 主催者の存在が明確であること。

(2) 事業等を主催する団体の役員，その他関係者が信用し得る者であること。

(3) 講習会等にあっては，その講師が事業内容に適当な者であること。

４　事業等内容の基準

(1) 教育，学術，医療，文化，国際交流，芸術及びスポーツの普及向上に寄与するもの

(2) 当該事業等の規模が広範囲にわたるものであることとし，原則として，市町村の一部の地域に限られたものは認めない。

(3) 当該事業等の開催場所は，公衆衛生，災害防止について十分の設備措置が講じられていること。

５　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については，許可しない。

(1) 宗教的又は政治的目的をもつ活動又はこれらに類する活動のもの

(2) 主として，営利を目的としたもの

(3) その他，不適当と認めるもの

（申請の手続き）

第４条 後援等名義使用の許可を受けようとする団体は，後援等許可申請書（様式第１号）又はこれに準ずる任意の書式の申請書を，原則として事業等を開始しようとする日の２週間前までに，代表理事に申請しなければならない。この場合，次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 団体の存在，基礎及び役員等を明らかにする書類

(2) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類

(3) その他参考となる書類

２　申請にあたっては，次の区分により行うものとする。

(1) 後援：イベントが円滑に進むよう，社会的信用を得るための後ろ盾となる個人，団体をいう。

(2) 共催：イベント開催の中心となって企画・運営行う人物や団体・機関を主催といい，主催が複数になる場合は共催という。

(3) 協賛：イベントの趣旨に賛同し，協力することで，金銭的援助を中心に，人的・物的・サービス等の提供も行われるもので，スポンサーのことをいう。

(4) 協力：イベントの目的に向けて力を合わせるもので，資金面よりも，物品や場所などの提供など，イベントを進行する上で特定の役割を受け持つことをいう。

（使用の許可）

第５条 学長は，後援等名義使用を許可したときは，当該申請団体に対し，後援等許可書（様式第２号）を交付するものとする。

（許可の条件）

第６条 許可に際しては，次に掲げる条件を付すことができる。

(1) 許可を受けた団体は，申請当時の事業計画に変更があった場合は，直ちに届け出ること。

(2) 許可を受けた団体は，事業等終了後は，直ちにその結果につき報告書（様式第３号）を提出すること。

(3) 事業等を行うに当たっては，原則として本法人は経費を負担支出しないこと。

（事務）

第７条 後援等名義に関する事務は，本法人事務局において行う。

（改廃）

第８条 この要項の改廃は，代表理事が行う。

附 則

この要項は，令和　　年　　月　　日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

# 後 援 等 許 可 申 請 書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄代表理事　　殿

団 体 名

代表者氏名　　印

所 在 地

電 話 番 号

下記の行事を実施するにあたり，大学コンソーシアム沖縄の（後援・共催・協賛・協力）について許可を申請します。

記

１．事業の名称

２．日　　程

３．開 催 場 所

４．趣旨及び目的

５．他の主催，共催，後援等団体（予定を含む）

６．参　加　者（対象者，予定参加者数）

様式第２号（第５条関係）

# 後 援 等 許 可 書

令和　　年　　月　　日

団 体 名

代表者氏名　　殿

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄代表理事　　印

令和　　年　　月　　日付で申請のあったことについては，下記により許可します。

記

１．対象事業名

２．日　程

３．開 催 場 所

４．許可の条件

５．そ の 他

様式第３号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄代表理事　殿

団 体 名

代表者氏名　　印

所 在 地

電 話 番 号

令和　　年　　月　　日付けに基づく実施終了報告について，下記のとおり報告します。

記

事業報告

１．事業の名称

２．日　　程

３．開 催 場 所

４．実 施 概 要

５．参　加　者

６．所見（効果等）

７．そ　の　他

資料 6

# 一般社団法人大学コンソーシアム沖縄監査に関する申合せ（案）

［令和２年　月　日<br>制　　定］

（趣旨）

１　この申合せは、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄組織規則（以下「規則」という。）第４条第２項の規定に基づき、監査人の監査に関し必要な事項を定める。

（監査人の指名及び任期）

２　代表理事は、次の表に基づき、理事のうちから監査人２人を指名する。

　監査人の任期は、２年とする。ただし、任期満了前に理事が退任した場合の後任監査人の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

| 指名する順番 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ | ９ | １０ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大学等名 | 琉球大学 | 沖縄ｷﾘｽﾄ教学院大学・沖縄ｷﾘｽﾄ教短期大学 | 沖縄大学 | 沖縄女子短期大学 | 沖縄国際大学 | 沖縄県立芸術大学 | 名桜大学 | 沖縄県立看護大学 | 沖縄工業高等専門学校 | 沖縄科学技術大学院大学 |

（監査人の権限）

３　監査人は、いつでも、規則第３条に規定する業務執行機関及び規則第７条に規定する事務局に対して事業及び事務の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（監査の方法）

４　監査は、書面及び実地により行う。監査において、本法人の役員及び職員は、監査人から説明又は資料の提供を求められた場合には、積極的に協力するものとし、正当な理由なく、これを拒むことができない。

（監査報告）

５　監査人は、監査を行った場合において、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表理事又は社員総会に意見を提出することができる。

　監査人は、事業年度の終了後３ヶ月以内に、当該事業年度の決算書類及び事業報告書を監査し、その結果を社員総会に報告しなければならない。

６　この申合せの改廃は、社員総会の議を経て、代表理事が行う。

附　則

この申合せは、令和２年　月　日から施行する。

資料７

# 大学コンソーシアム沖縄　法人活動について（案）

## １　２０２０年度以降の大学コンソーシアム沖縄法人について

平成３１年２月１９日の第７回社員総会において、大学コンソーシアム沖縄法人活動の見直しが提案され、２０１９年度以降も引き続き運営委員会において検討し、総会で審議し、進めていくことが決定された。また、令和元年６月１８日の第８回社員総会においても確認された。

２０２０年度（令和２年度）以降も引き続き、下記の事業について取組みを検討、進めていくことを確認し、次年度の定時社員総会において、審議する。

Ⅰ　令和２年度以降の主な実施事業
- １　グローバル人材育成事業
  - ①　トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ　地域人材コース＜令和２年度補助最終年度＞
  - ②　世界ウチナーンチュ学生サミット＜継続実施中＞
  - ③　キャリア教育（インターンシップ）＜未実施＞
  - ④　単位互換＜未実施：数理・データサイエンス教育で取組中＞
- ２　地域課題対応事業
  - ①　子どもの居場所学生ボランティアセンター＜継続実施中＞
- ３　ＦＤ・ＳＤ事業
  - ①　教育の質保証に関する合同ＦＤ＜継続実施中＞
  - ②　大学職員合同研修ＳＤ＜継続実施中＞
- ４　生涯学習事業
  - 県民向け公開講座＜継続実施中＞
- ５　その他事業
  - ①県外向け合同学生募集活動＜令和元年度初実施予定＞

Ⅱ　法人の運営体制
- １　規程の整備＜継続実施中＞
- ２　事務局体制の整備（人事交流を含む）及び公益法人化について＜未実施＞

Ⅲ　その他の懸案事項
- １　「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築＜未実施＞
- ２　国公私立の枠組みを越えた連携の仕組みの構築＜未実施＞

## ２　令和元年度 運営委員会での議論（第１回～第３回での主な議事）

（１）全国大学コンソーシアムの現状
（２）大学コンソーシアム沖縄のこれまでの活動と今後の活動について
（３）大学コンソーシアム沖縄の今後の活動について
（４）第８回社員総会への提案について
（５）大学コンソーシアム沖縄の規程整備について
（６）第９回社員総会への提案について

資料８

**沖縄学術振興会議資金残余（20万円）の大学コンソーシアム沖縄への寄附申入れについて**

令和元年８月２日に瀬名波榮喜**大学コンソーシアム沖縄顧問**（前名桜大学長）から西田代表理事へ寄附の申入れがあった。

これは、１９９２年に開催された「太平洋学術会議」が、その後、県内の学長や研究者らで構成される「沖縄学術振興会議」として立ち上げられ活動を行っていたが、現在は活動を行っておらず、その役割を大学コンソーシアム沖縄が引き継がれていると考えられるということで沖縄学術振興会議資金の残余金２０万円を寄附したいというものである。

（別紙参考資料・ネットから）

１９９３年　第７回太平洋学術中間会議を沖縄コンベンションセンター　他　で開催

# 沖縄学術振興会議の活動について



島袋嘉昌

第７回太平洋学術中間会議が1993年６月27日～７月３日の間沖縄コンベンションビューローにおいて盛大に開催されました。この会議は環太平洋諸国における学際的会議（人文、社会、自然）として有名な会議であります。

会議の演出が大変魅力的でありました。沖縄の伝統文化とくに沖縄舞踊をアトラクションとして沖縄県立芸大の学生が見事に実演されました。何の説明もなく、その芸と音楽のかなでる芸術空間に圧倒されました。

研究報告は主として分科会に分かれ１週間バッチリ行われました。出席者は約700名で熱気につつまれていました。

この学問的な雰囲気の火を消してはならないと思い、また、この会議の開催に関連した当時のJSCの一委員として責任を実感しました。

この気持ちを沖縄県の７大学長さんとで相談をして出発したのがいわゆる「沖縄学術振興会議」であります。

下記にこの会議の要項・組織・行事等をご参考までにメモしておきたいと思います。

### 沖縄学術振興会議要項

**（名称）**

第１条　本会は沖縄学術振興会議と称する。(Okinawa Science Promotion Council)

**（目的）**

第２条　本会議の目的は次の通りである。

１．学術情報の収集と普及活動

２．会員相互の協力と懇親

３．学術情報に関する内外の学会その他の団体との連絡・交流

４．総合的な情報網の整備充実。

**（事業）**

第３条　本会議の事業は次の通りである。

１．学術情報の交換と討議を行う。

２．適時に学術情報に関するニュース・レターを発行する。

３．その他本会議の目的を達成するために適当と認められる事業を行う。

**（理事会）**

第４条　本会議に理事会をおく。理事は大学の学長とする。

**（会員）**

第５条　会員は、理事会において推薦し総会の承認を得る。

**（役員）**

第６条　本会議に次の役員をおく。

顧問若干名、会長１名、副会長２名、常任理事１名、理事若干名、会計監事２名、それぞれ任期は３年とする。

第２項　会長及び副会長は理事会において理事の中から互選する。会長は本会を代表し、会務を総理する。会長は役員を召集し、理事会を開催してその議長となる。

第３項　常任理事は理事会において選任する。

第４項　会計監事は総会において会員の中から互選する。会計監事は本会の会

島袋嘉昌（しまぶくろよしあき　1920年生）
元日本学術会議第３部長、愛知学院大学大学院教授
専門：経営学

計を監査し、総会において報告する。

**(顧問)**

第７条　本会議に顧問を置くことができる。

第２項　顧問を理事会において推薦し、会員総会にて選任する。

**(総会)**

第８条　会員総会は毎年２回（春秋）開催し、次のことを討議・決定する。

１．学術情報の交換と討議に関すること。

２．事業計画に関すること。

３．会員の選任に関すること。

４．要項改廃に関すること。

**(費用及び会費)**

第９条　本会議の運営経費は原則として会員からの会費と寄付金及びその他の収入による。

**(会計期間)**

第10条　本会議の会計期間は、毎年４月１日より翌年３月31日までとする。

**(事務局)**

第11条　本会議の事務局は、「The Executive Link」とする。

**(細目)**

第12条　本会議の事務執行に必要な細目は理事会がこれを定める。

**付則**

この要項は平成６年８月12日から施行する。

## 沖縄学術振興会議会員名簿（敬称略）

1997年９月６日現在

**顧問**

| | |
|---|---|
| 島袋　嘉昌 | 愛知学院大学教授・元日本学術会議会員（第14期第３部長） |
| 大田　昌秀 | 沖縄県知事 |
| 砂川　恵伸 | 元琉球大学学長 |

**会長**

| | |
|---|---|
| 東江　康治 | 名桜大学学長 |

**副会長**

| | |
|---|---|
| 平敷　令治 | 沖縄国際大学学長兼理事長 |
| 狩俣　真彦 | 沖縄大学学長 |

**常任理事**

| | |
|---|---|
| 瀬名波榮喜 | 名桜大学教授 |

**理事**

| | |
|---|---|
| 桂　　幸昭 | 琉球大学学長 |
| 平敷　令治 | 沖縄国際大学学長兼理事長 |
| 佐久川政一 | 元沖縄大学学長 |
| 阿部　公正 | 沖縄県立芸術大学学長 |
| 東江　康治 | 名桜大学学長 |
| 福地　　孝 | 沖縄女子短期大学学長 |
| 原　　喜美 | 沖縄キリスト教短期大学学長 |
| 狩俣　真彦 | 沖縄大学学長 |

**会員**

| | |
|---|---|
| 稲嶺　恵一 | 沖縄県経営者協会会長 |
| 後藤　政弘 | 沖縄県経済同友会代表幹事 |
| 金城　名輝 | 沖縄県工業連合会会長 |
| 田場　典正 | 沖縄県生産性本部会長 |
| 上間　隆則 | 琉球大学教授 |
| 尚　　弘子 | 放送大学沖縄ビデオ学習センター長 |
| 山里　　清 | 名桜大学教授 |
| 山里　将晃 | 名桜大学教授 |
| 比嘉　幹郎 | 沖縄フルブライト同窓会長、ブセナリゾート株式会社社長 |
| 高嶺　朝幸 | 沖縄県庁企画開発部長 |
| 高宮　広衛 | 沖縄国際大学教授 |
| 國府田佳弘 | |
| 上原　方成 | |
| 大鶴　正満 | |

**幹事**

| | |
|---|---|
| 元山　和仁 | 沖縄女子短期大学教授 |

**オブザーバー**

| | |
|---|---|
| 仲里　栄信 | 沖縄観光コンベンションビューロー |

**連絡事務所**

| | |
|---|---|
| 宮里由紀子 | 有限会社エグゼカティブリンク代表取締役 |

## 沖縄学術振興会議開催一覧

**第1回**

日時：1993年8月1日　14：00

場所：沖縄都ホテル

議題：1．本大会設立の趣意と目的
2．事業内容
3．組織・運営
4．連絡事務所
5．運営経費
6．次回の日程・議題・場所
7．その他

**第2回**

日時：1993年12月23日（木）

場所：沖縄キリスト教短期大学

議題：1．日本学術会議の実情につい
2．各会員の学術情報について
3．沖縄コンベンションビューローの事業について
4．今後の課題
・本会の名称について
・本会の性格について
・会議メモについて
・その他
5．第3回会議開催スケジュールと審議事項について
6．その他

**第3回**

日時：1994年8月12日（金）16：00

場所：沖縄国際大学　5号館4F

議題：1．日本学術会議事務局庶務課長より情報提供
・地域学術力向上のための「ふるさと学会」開催について
2．島袋先生より
・漢文資料総合学術センターの設置について
2．会議要項の修正
3．諸経費について
4．第4回の開催スケジュールについて

**第4回**

日時：1995年1月17日（火）16：30

場所：沖縄大学　管理棟4階会議室

議題：1．学術情報等の交換（各学長は5分程度、各会員3分程度内で情報提供）
2．第5回会議について
3．その他

**第5回**

日時：1995年8月25日（金）16：30

場所：琉球大学　事務局棟4F第1会議室

議題：1．日本学術会議関係情報について
2．日本学術会議九州・沖縄地区シンポジウムの共催について
3．県内の学術情報について（各員学会名とその責任者のリスト）
4．会計報告
5．その他

**第6回**

日時：1996年3月27日（木）午後4時

場所：沖縄女子短期大学

議題：1．県内学会代表の入会について
2．来年度の事業計画について
3．その他

報告：1．「新しい文明を考える会」について
2．「太平学術会議北京大会」について
3．第8回太平洋学術中間会議について
4．沖縄県地域型研究機関について

**第7回**

日時：1996年8月22日（木）午後3時

場所：沖縄県立芸術大学　管理棟二階

議題：1．沖縄県学術振興協議会について
2．平和研究所について
3．国際都市オキナワ構想について
4．太平洋学術中間会議フィージー大会について
5．日本学術会議について
6．その他

**第8回**

日時：1997年3月27日（木）午後4時

場所：名桜大学　本部棟4階第1会議室

議題：1．琉球大学工学研究科博士課程新設について
2．沖縄国際大学地域研究科修士課程新設について
3．沖縄大学学部改革について
4．沖縄県亜熱帯総合研究所について

**第9回**

日時：1997年9月6日（土）15：00～17：00

場所：沖縄キリスト教短期大学　会議室

議題：1．21世紀の高等教育について
2．衛星利用による高等教育について
3．その他

報告：1．日本学術会関係情報について
2．第8回太平洋学術中間会議について
3．日韓学術会議について
4．その他

資料９

（写）

元文科高第 380 号
令和元年９月 26 日

各国公私立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長　　殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

文部科学省高等教育局長
伯井美徳

（印影印刷）

学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度，別添のとおり「学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令」（令和元年文部科学省令第 13 号）（以下「改正省令」という。）が令和元年８月 30 日に公布され，大学院設置基準の改正については令和元年８月 30 日から，学校教育法施行規則の改正については令和２年４月１日から施行されることとなりました。

今回の改正は，「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成 31 年１月 22 日中央教育審議会大学分科会）における提言を踏まえ，大学院が今後の社会の需要に応えていく観点から，「大学院教育の体質改善」の方策として，「学位授与の方針」，「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（以下「三つの方針」という。）を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立，学位論文に係る評価に当たっての基準の公表による大学院の取組の社会への発信，博士後期課程の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定，既存の経済的支援等の情報提供の促進を行うものです。

今回の改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので，十分御了知いただき，その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第１　改正の概要

１．学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の一部改正

（１）「三つの方針」の策定・公表の義務化

大学院は，当該大学院，研究科，又は専攻ごとに，その教育上の目的を踏まえて，「三つの方針」を定め，公表するものとすること。（第 165 条の２第１項関係）

（２）学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化

大学院（専門職大学院を除く。第２の２（１）において同じ。）を置く大学は，大学院における学位論文に係る評価に当たっての基準を公表するものとすること。（第 172 条の２第３項関係）

２．大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）の一部改正

（１）学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供の努力義務化

大学院は，博士後期課程の学生は修了後自らが有する学識を教授する見込みがあることから，そのために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提供を行うことに努めるものとすること。（第 42 条の２関係）

（２）経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示の努力義務化

大学院は，授業料，入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し，学生及び入学を志望する者に対して明示するよう努めるものとすること。（第 42 条の３関係）

第２　留意事項

１．「三つの方針」の策定・公表の義務化について

（１）今回の改正は，各大学院における「三つの方針」について，その策定及び公表を法令上義務付けたものであり，改正省令第１条の施行日である令和２年４月１日以後，全ての大学院において，「三つの方針」が策定，公表されている必要があること。なお，「入学者受入れの方針」の策定，公表は平成 23 年に義務化されていること。

（２）各大学院においては，「三つの方針」の策定・公表に当たっては，「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～（審

議まとめ)」(平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会)及び「「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー),「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)(以下「ガイドライン」という。)を参考の一つとして取り扱うとともに,形式的ではなく内容の伴う記述であること,「三つの方針」の相互の関連性が意識されていることが期待されること。なお,学校教育法施行規則第165条の2に規定される「卒業又は修了の認定に関する方針」,「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」は,それぞれガイドラインにいう「卒業認定・学位授与の方針」,「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」と同じ意味内容を指すものであること。

(3) これまで自発的に「三つの方針」を策定してきた大学院においては,上記(2)や運用状況を踏まえて再点検することが強く期待されること。また,策定又は再点検した「三つの方針」を踏まえ,必要に応じて教育研究組織の在り方や定員設定に関する見直しを行うことが期待されること。

2. 学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化について

(1) 今回の改正は,各大学院における学位論文に係る評価に当たっての基準について,その公表を法令上義務付けたものであり,改正省令第1条の施行日である令和2年4月1日以後,全ての大学院において,学位論文に係る評価に当たっての基準が公表されている必要があること。

(2) 今回の改正で公表が義務化された学位論文に係る評価に当たっての基準としては,大学院設置基準第14条の2第2項に定める学位論文に係る評価に当たっての基準が該当すること。具体的には,同省令第16条に定める修士論文,同省令第17条に定める博士論文及び学位規則(昭和28年文部省令第9号)第4条第2項に定める博士論文に係る評価に当たっての基準が該当すること。また,本改正の趣旨から,大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究及び同省令第16条の2に定める試験及び審査に係る評価に当たっての基準についても公表することが期待されること。

(3) 学位論文に係る評価に当たっての基準について,公表すべき事項としては,学位論文が満たすべき水準に加えて,例えば,審査委員の体制,審査の方法及び項目等も期待されること。

(4) 修了要件として学位論文や特定の課題についての研究を課している専門職大学

院においても，評価に当たっての基準を公表することが望ましいこと。

3．学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供の努力義務化について

（1）今回の改正は，各大学院における，博士後期課程の学生を対象とした，学識を教授するために必要な能力を培うための機会（いわゆる「プレ FD」。）の設定又は当該機会に関する情報提供に努めることについて法令上位置付けたものであり，改正省令第２条の施行日である令和元年８月 30 日以後，全ての大学院において，プレ FD の設定又は情報提供に努める必要があること。

（2）プレ FD としては，例えば，主体的な学びを促すための学生指導法や教材の作成・活用方法等に関するセミナーや授業の開催，また，教育能力向上のため大学として設計し指導を行う等適切に関与したティーチング・アシスタント（TA）制度等による実践的な教育経験の機会の提供等が想定されること。なお，各大学院において策定した「三つの方針」を踏まえた上で，プレ FD を授業として単位認定を伴うかたちで開講することは妨げないこと。

（3）プレ FD の情報提供とは，大学院の規模等により当該大学院でのプレ FD の実施が困難な場合等は，当該大学院の博士後期課程の学生が参加可能な他大学院等で実施されているプレ FD に関する情報提供を行うことを意味すること。

（4）各大学院は，プレ FD を自ら実施することだけではなく，教育関係共同利用拠点等の大学間連携の枠組みの活用も見据えて，プレ FD に関する取組の充実を図ることが期待されること。

4．経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示の努力義務化について

（1）今回の改正は，各大学院における授業料，入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報（いわゆる「ファイナンシャル・プラン」。）を整理して，学生や入学を志望する者に対して明示することに努めることについて法令上位置付けたものであり，改正省令第２条の施行日である令和元年８月 30 日以後，全ての大学院において，ファイナンシャル・プランの明示に努める必要があること。

（2）ファイナンシャル・プランについて，明示すべき事項としては，例えば，授業料，入学料及び同窓会等の会費等の大学院が徴収する費用，並びに当該大学院独自の奨学金，他機関の奨学金及び学内業務に補助的に従事させ給料を与える取組等の経済的支援のメニューやその条件，金額等が想定されること。これらの情

報が整理され，一覧的・網羅的に学生や入学を志望する者が確認できる形で，在学生向け書類や入学出願書類，当該大学院のホームページ等から参照できるようにする必要があること。

（3）ファイナンシャル・プランの明示に当たって，これまでの経済的支援の実施状況や学生の実態を踏まえつつ，学内の経済的支援のメニューの充実を図ることも期待されること。

本件担当
文部科学省高等教育局大学振興課
大学改革推進室大学院第一係
電話：03-5253-4111（内線 3312）

# 大学院における「三つの方針」の策定・公表の義務化等に係る省令改正案(概要)

資料２

**概要**　**学生がキャリアパスに対する不安から大学院進学を躊躇している現状を改善し、大学院が今後の社会の需要に応えていく観点から、「大学院教育の体質改善」の方策として、「三つの方針」を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立、大学院の取組の社会への積極的な発信、博士課程学生の教育能力の向上、既存の経済的支援の有効活用や学生等の不安解消のための省令改正を行う。**

## １－１．学校教育法施行規則の改正

「未来を牽引する大学院教育改革」(平成27 年9月中央教育審議会大学分科会)とあわせて、「『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(平成28 年3月中央教育審議会大学分科会大学教育部会)も活用しつつ、「三つの方針」を策定・再点検。

### ①「三つの方針」の策定・公表の義務化

**大学院は**、当該大学院、研究科、又は専攻ごとに、その教育上の目的を踏まえて**「三つの方針」**（「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）**を定め、公表**するものとする。なお、「入学者受入れの方針」の策定・公表は平成23年に義務化済み。

### ②学位論文に係る評価の基準の公表の義務化

大学院を置く大学は、大学院における**学位論文に係る評価の基準を公表**するものとする。

※大学院設置基準第14条の２において、学位論文に係る評価の基準を学生に対して明示することは既に義務付けられている。
※具体的に公表すべき事項は、学位論文が満たすべき水準、審査の方法、審査項目等を想定。
※学位論文に係る評価の基準は、修士論文及び修士課程における特定の課題についての研究並びに博士論文に係る評価の基準が該当。

## １－２．大学院設置基準の改正

### ③博士後期課程のプレFD実施又は情報提供の努力義務化

大学院は、**博士課程の学生に対して、授業を実施するために必要な能力等を身に付けさせるための機会の提供**又は**当該機会に関する情報の提供に努める**ものとする。

※各大学が自ら企画してプレＦＤを実施するほか、他大学等が実施するプレＦＤに自大学の博士後期課程学生が参加するために必要な情報提供を行うことを想定。

### ④経済的支援や学費等に対する見通し（ファイナンシャル・プラン）を示すことの努力義務化

大学院は、**学生の経済的負担の軽減を図るための措置**及び**授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する情報を整理**し、学生及び入学を志望する者に対して**明示するよう努める**ものとする。

※授業料、入学料その他の大学が徴収する費用及び経済的支援の額、受けられる経済的支援のメニューや条件等が整理され、一覧的・網羅的に確認できる形で、入学出願書類やホームページの入学案内等から参照できることを想定。

## ２．施行期日（予定）

2019年夏頃：公布（①～④全て）及び施行（③・④）
2020年４月：施行（①・②）

# 大学院における「三つの方針」の策定・公表の義務化等に係る省令改正（審議まとめ抜粋）

## ①「三つの方針」の策定・公表の義務化

○「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿（審議まとめ）」(2019年１月中央教育審議会大学分科会)

３．大学院教育の改善方策

①三つの方針を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立

（三つの方針の策定）

大学院について「入学者受入れの方針」は、既に学校教育法施行規則において、その策定が義務付けられているが、「学位授与の方針」及び「教育課程編成の方針」についても、大学院教育の実質化を完遂し、学位プログラムとしての大学院教育を確立するという観点から、その策定と公表を法令上義務付けるべきである。

○「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」(2015年９月中央教育審議会大学分科会)

３．大学院教育の改革の具体的方策

（１）体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証

（体系的な教育の推進）

○ 各大学院において、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を一体的に策定する際には、

・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、どのような能力を身に付ければ博士号や修士号を授与するのかという方針を具体的に示すこと

・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた体系的な教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を示すこと

・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）においては、研究室での研究活動に過度に依存して蛸壺（たこつぼ）的な教育に陥ることのないよう、体系的なコースワークの実施などに留意すること

が望ましい。

# 大学院における「三つの方針」の策定・公表の義務化等に係る法令改正(審議まとめ抜粋)

※「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿（審議まとめ）」(2019年１月中央教育審議会大学分科会)の抜粋

**②学位論文に係る評価の基準の公表の義務化**

３．大学院教育の改善方策

④学位授与の在り方

（研究指導体制の強化と学位審査の透明性・公平性の確保）

大学が「学位授与の方針」を見直すタイミングで改めて、これまで触れてきたような、学位論文が満たすべき水準や、審査委員の体制、審査の方法、審査項目など、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっての基準を検討することが求められる。また、国は、大学院の取組について社会や企業に対してより積極的に発信していく観点から、この基準についての公表を法令上で義務付けるべきである。

※学修の成果及び修了の認定に当たっての基準の公表は既に義務化済み。

**③博士後期課程のプレFD実施又は情報提供の努力義務化**

３．大学院教育の改善方策

③各課程ごとに求められる教育の在り方

【博士課程】（研究者・大学教員の養成に当たり重視されるべき事項）

大学院において高度な学問を修める者は、修了後に直ちに大学教員とならない場合であっても、将来的に自らの知識や技術を他者へ教授する機会が生じる見込みが高いことから、各大学は博士課程の学生全体を対象とした教育能力を身に付けるための授業科目開設等の取組（プレFD）を推進すべきである。その際、教育能力を身に付けさせる観点からは、単なる教員の補助ではなく、授業や教育内容の企画等を経験させることも一つの取組事例となり得る。また、各大学は、プレFDを自ら実施することだけではなく、教育関係共同利用拠点や大学等連携推進法人の活用など大学間連携の枠組の活用も見据えてその機会の充実を図っていく必要がある。国はこうした取組を後押しする観点から、博士後期課程については、大学がプレFDの実施や情報提供に努めることを法的に位置付けるべきである。

**④経済的支援や学費等に対する見通し（ファイナンシャル・プラン）を示すことの努力義務化**

３．大学院教育の改善方策

⑤優秀な人材の進学の促進

（経済的支援）

既存の取組が有効活用される観点や、学生や志望者の不安を解消する観点からも、様々な主体が実施する経済的支援について、全体の状況を整理された形で学生等に伝えていく必要がある。このため、国は、大学院在学を通じて必要な学生納付金等や就学上の支援等に対する見通し（ファイナンシャル・プラン）を各大学が学生等に示すよう努めることを法令上に位置付けるべきである。

## ■ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定めている大学

● 平成27年度においては、「学位授与の方針」を研究科段階で定めていると回答したのは607大学（約97%）、全研究科の学科・専攻等で定めていると回答したのは593大学（約95%）である。

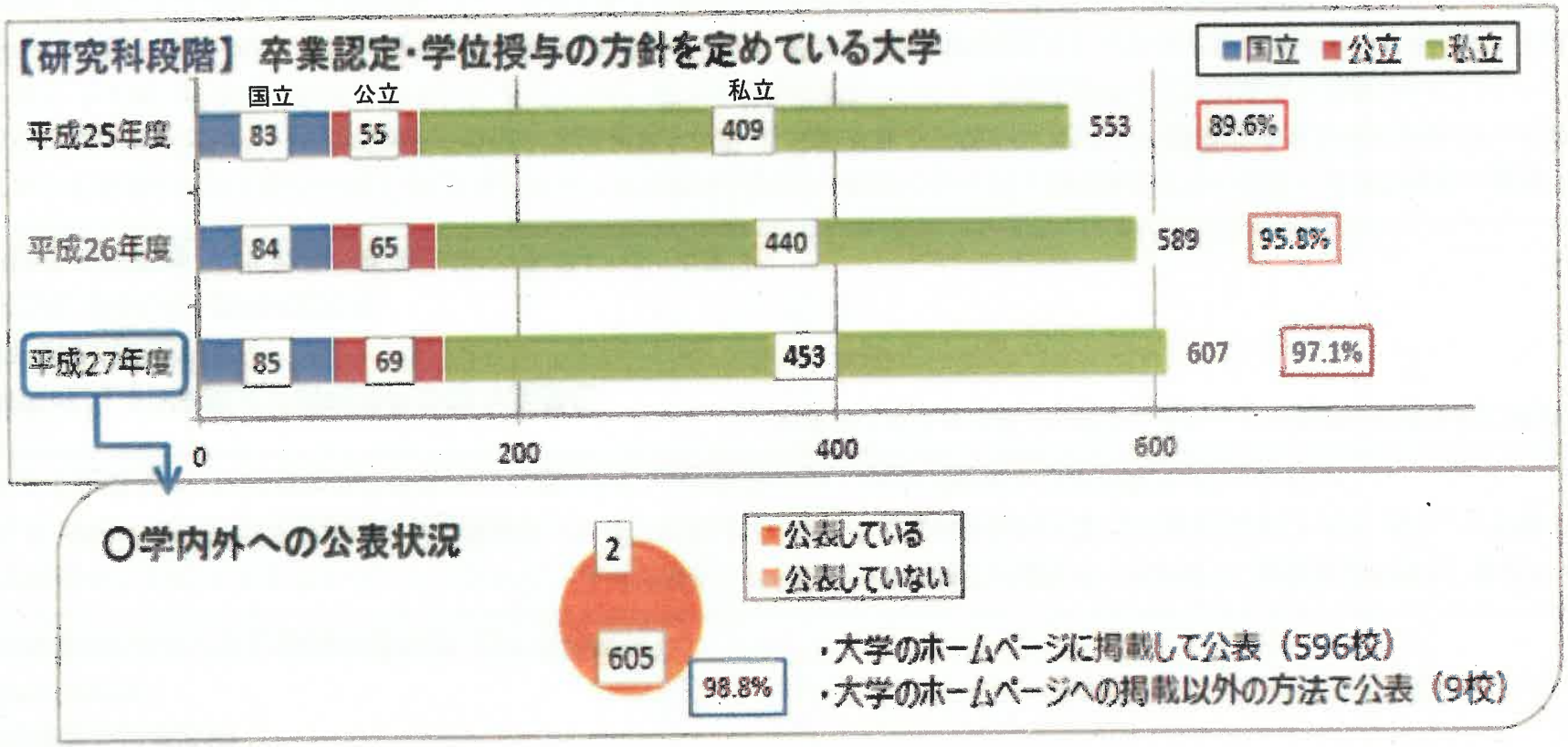


出典：平成27年度の大学における教育内容等の改革状況等について

# ■ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている大学

● 平成27年度においては、「教育課程編成・実施の方針」を研究科段階で定めていると回答したのは607大学(約97%)、全研究科の学科・専攻等で定めていると回答したのは591大学(約95%)である。

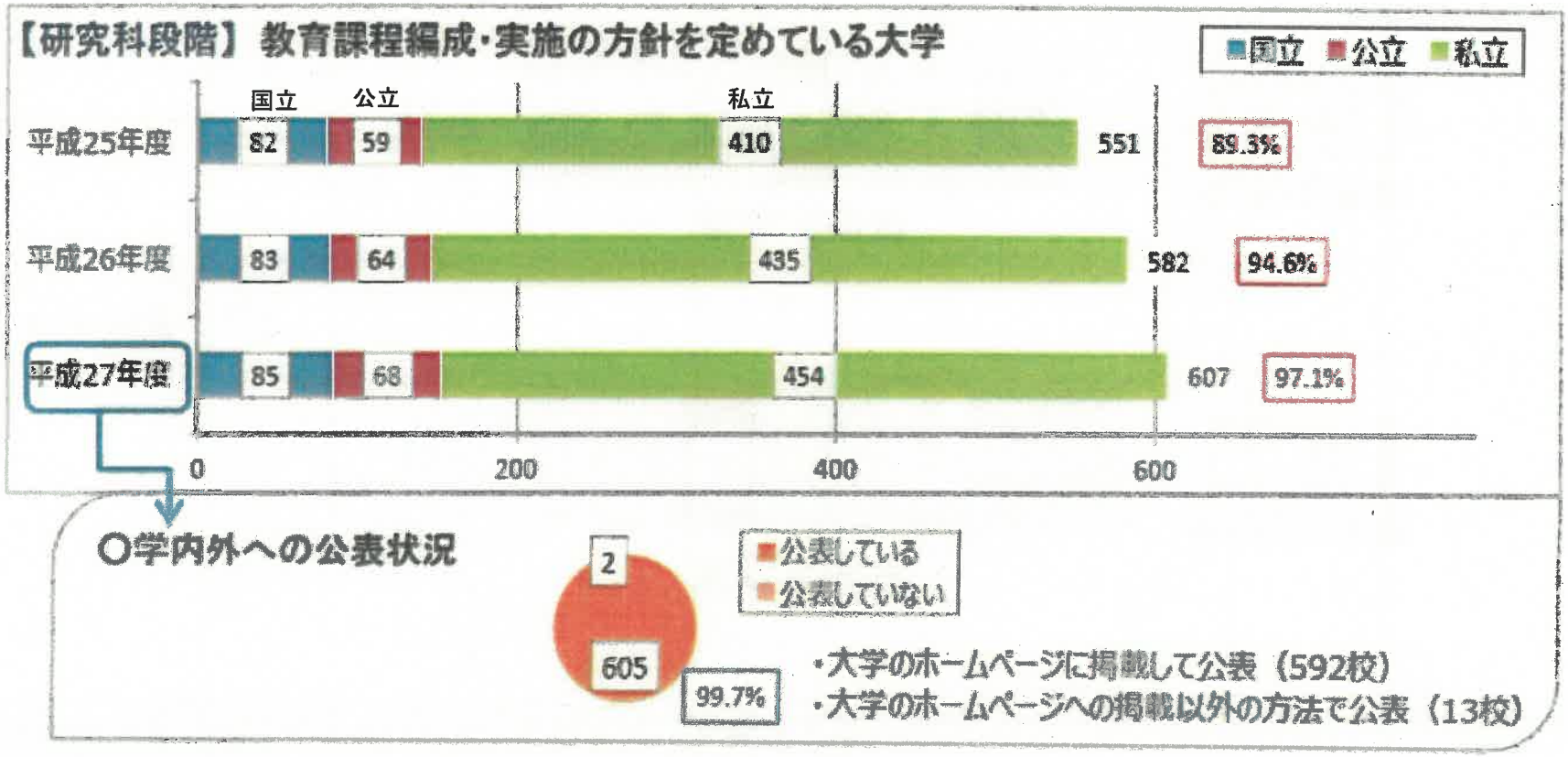


出典:平成27年度の大学における教育内容等の改革状況等について

# ■ 大学院生を対象としたプレFDの実施状況

● 大学院生を対象としたプレFDの実施率は4%前後と低い。

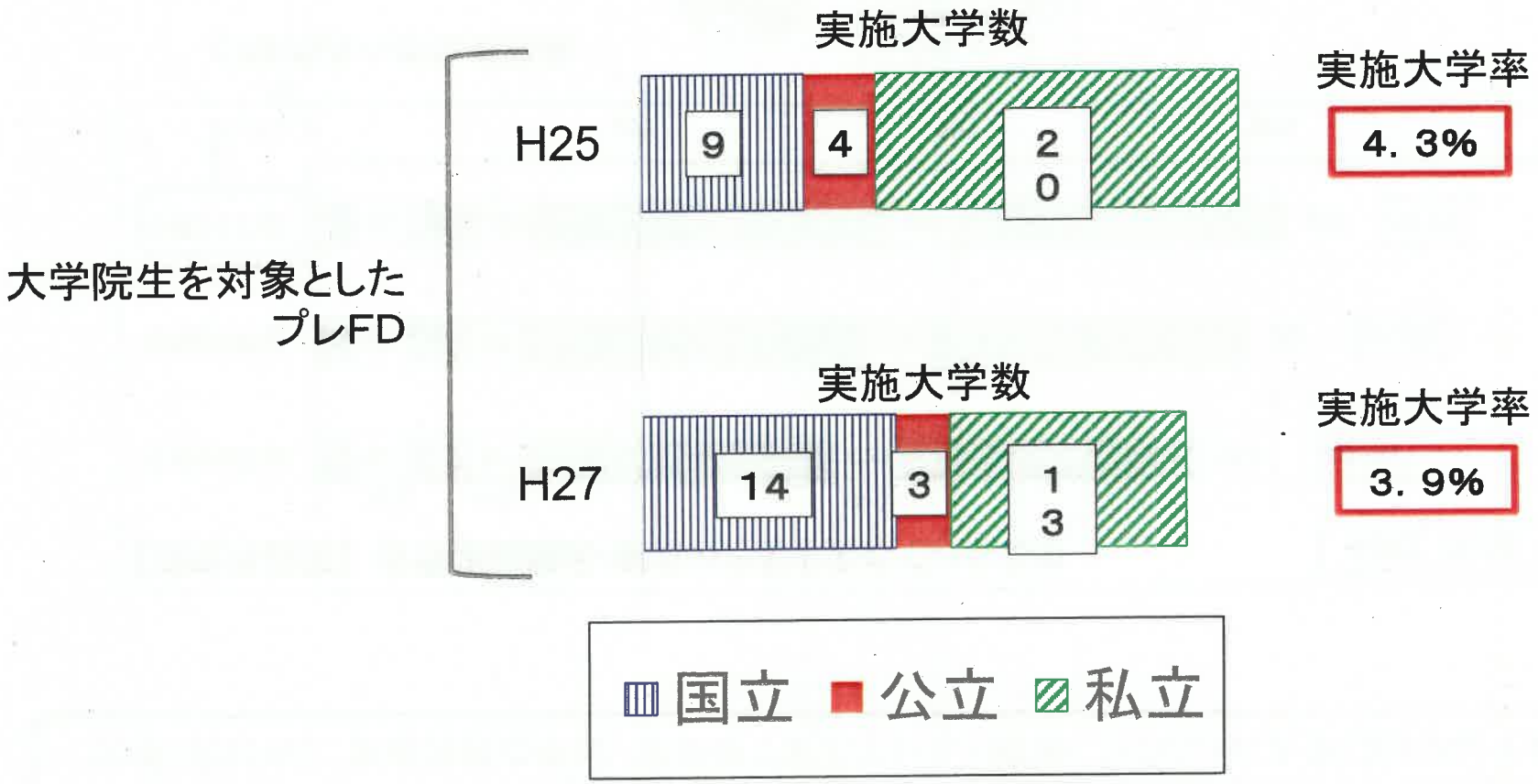


※国公私立 776 大学（短期大学、平成 27 年度に学生の募集を停止した大学を除く。）を調査対象とし、769 大学が回答。

出典：文部科学省調査「大学における教育内容等の改革状況について（平成27年度）」より

資料１０－１

University
Consortium
Okinawa

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄

# 子どもの居場所学生ボランティアセンター概要資料

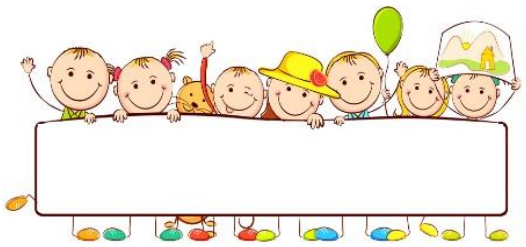

# 子どもの居場所学生ボランティアセンターとは

## 内閣府

沖縄子供の貧困緊急対策事業

## 沖縄県

子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業

## 一般社団法人　大学コンソーシアム沖縄

子どもの居場所学生ボランティアセンター

# 子どもの居場所学生ボランティアセンター概要

## 設　立

設　　立 ： 平成２８年４月１４日

## 体　制

| | |
|---|---|
| センター長 | 本村　真　（琉球大学　人文社会学部　人間社会学科　教授） |
| 副センター長 | 上原　健二　（沖縄女子短期大学　児童教育学科　准教授） |
| | 大城　美樹雄　（名桜大学　国際学群　国際学類　准教授） |
| | 知名　孝　（沖縄国際大学　総合文化学部　人間福祉学科　准教授） |
| | 渡久山　朝裕　（沖縄県立看護大学　看護学部　看護学科　准教授） |
| コーディネーター | 砂川　育子　、　玉城　　福子 |
| 事務補佐員 | 大城　愛梨　、　渡慶次　美奈子 |

（50音順で記載）

# 子どもの居場所学生ボランティアセンターのしくみ

## 子どもの居場所学生ボランティアセンター



- 名桜大学
- 琉球大学
- 沖縄科学技術大学院大学
- 沖縄国際大学
- 沖縄女子短期大学
- 沖縄工業高等専門学校
- 沖縄大学
- 沖縄県立芸術大学
- 沖縄キリスト教学院大学
- 沖縄キリスト教短期大学
- 沖縄県立看護大学

**学生サポートボランティア派遣**

**学生支援・メンター制度**

## 子どもの居場所



- 学習支援教室
- 子ども食堂
- 子ども向けアクティビティ

## 沖縄県内専門職団体からメンターの派遣

**参加団体**

沖縄県医療ソーシャルワーカー協会、沖縄ソーシャルワーカー協会、沖縄県医師会、沖縄県看護協会、沖縄県公認心理師協会、沖縄県教職員組合、 沖縄県社会福祉士会、沖縄県精神保健福祉士会、等

# 学生派遣によって期待される効果



お兄さん
お姉さん
的存在



学校生活への参加意欲の高まり

居場所における他の活動

自己肯定感の向上

居場所における安心感の向上



# 学生が子どもの居場所へ派遣されるまでの流れ

**学生からの応募**

↓

**事前研修会の受講**

↓

**学生サポートボランティアとしての登録**

↓

**学生の希望と子どもの居場所とのマッチング**

↓

**子どもの居場所へ学生を派遣**

# 学生への処遇

## 受託事業費より

- ボランティア保険の加入費
- 自宅から子どもの居場所までの交通費

## 寄 付 金 よ り

- ボランティア活動において、１時間あたり７６０円の謝金を支給

# 学生へのサポート・・・メンター制度

**沖縄県内専門職団体からメンターの派遣**

**悩み**

**アドバイス**

**仲間との悩みの共有**

**異なる大学、学年で少人数のグループを形成**
**＝**
**ピア・グループ**

## 参加団体

- 沖縄県医療ソーシャルワーカー協会
- 沖縄ソーシャルワーカー協会
- 沖縄県医師会
- 沖縄県看護協会
- 沖縄県公認心理師協会
- 沖縄県教職員組合
- 沖縄県社会福祉士会
- 沖縄県精神保健福祉士会　等



# 学生サポートボランティア事前研修会の開催

**講義内容**

- （ コーディネーター ）　ボランティアセンターの概要説明（心得等）
- （ コーディネーター ）　子供の貧困緊急対策事業概要（沖縄県資料）
- （ 社会福祉士･児童福祉司 ）ソーシャルワークの基礎
- （ 居場所スタッフ ）　子どもの居場所関係者による現場からの声
- （ 学生ボランティア ）　学生ボランティアによる現場からの声
- （ 弁護士 ）　子どもたちの人権について

2019年度開催

| | 日　時 | 場　所 | 参加人数 |
|---|---|---|---|
| 第１回 | 2019年4月21日（日） | 琉球大学 | 122 |
| 第２回 | 2019年5月26日（日） | 名桜大学 | 53 |
| 第３回 | 2019年11月10日（日） | 沖縄大学 | 68 |
| | | 合計 | ２４３ |

# 学生サポートボランティア事前研修会の様子











# ピアグループ＆メンター制度の実施

学生サポートボランティアをする「仲間（ピア）」同士が集まる機会を設け、同時に対人援助の専門家に「助言者（メンター）」として話を聴いて頂くことで、ボランティア活動で生じた悩みの解消を図ることを目的とする。







●メンター実施状況（2019年度）

| | 参加回数（回） | 参加人数（人） | 大学別参加人数（人） |
|---|---|---|---|
| 第１期（ 8月 ） | 1 | 19 | 琉球大学8名、沖縄国際大学8名、沖縄県立看護大学3名 |
| 第２期（ 10月、11月） | 2 | 10 | 琉球大学1名、名桜大学7名、沖縄女子短期大学1名、沖縄国際大学1名 |
| 第３期（3月予定） | ― | ― | ― |

# 学生サポートボランティア派遣状況

| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 |
|---|---|---|---|---|
| 市町村より推薦を受けた居場所数 | 55 | 82 | 114 | 139 |
| 派遣希望居場所数 | ※ | ※ | 92 | 110 |
| 派遣居場所数 | 22 | 45 | 72 | 78 |
| 派遣市町村数 | 13 | 20 | 23 | 24 |
| 事前研修会受講者数 | 105 | 228 | 240 | 243 |
| サポートボランティア登録学生数 | 76 | 172 | 205 | 236 |
| 学生派遣人数 | 50 | 122 | 180 | 181 |

（2019年12月末時点）

※派遣希望居場所数について統計開始が2018年度以降のため、それ以前はデータなし

# 2018年度大学別派遣状況

| 大学名 | 派遣人数 | 定期 | 不定期 | 離島 | 事前研修受講者数 | 登録者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 琉球大学 | 77 | 60 | 10 | 24 | 88 | 84 |
| 沖縄キリスト教学院大学 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 3 |
| 沖縄キリスト教短期大学 | 2 | 2 | 0 | 1 | 14 | 4 |
| 沖縄大学 | 7 | 7 | 2 | 0 | 10 | 9 |
| 沖縄女子短期大学 | 16 | 15 | 1 | 2 | 24 | 16 |
| 沖縄国際大学 | 27 | 26 | 1 | 5 | 34 | 28 |
| 沖縄県立芸術大学 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 名桜大学 | 27 | 22 | 2 | 6 | 40 | 32 |
| 沖縄県立看護大学 | 17 | 15 | 2 | 4 | 18 | 22 |
| 沖縄工業高等専門学校 | 4 | 3 | 1 | 2 | 4 | 4 |
| ＯＩＳＴ | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 【合計】 | 175 | 152 | 21 | 44 | 240 | 205 |

（2019年3月末時点）

# 2019年度大学別派遣状況

| 大学名 | 派遣人数 | 定期 | 不定期 | 離島 | 事前研修受講者数 | 登録者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 琉球大学 | 78 | 68 | 13 | 15 | 103 | 93 |
| 沖縄キリスト教学院大学 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄キリスト教短期大学 | 4 | 4 | 0 | 1 | 12 | 10 |
| 沖縄大学 | 4 | 4 | 1 | 1 | 14 | 8 |
| 沖縄女子短期大学 | 15 | 13 | 5 | 1 | 17 | 19 |
| 沖縄国際大学 | 25 | 25 | 1 | 4 | 32 | 27 |
| 沖縄県立芸術大学 | 2 | 2 | 0 | 0 | 6 | 2 |
| 名桜大学 | 42 | 39 | 6 | 4 | 54 | 58 |
| 沖縄県立看護大学 | 8 | 8 | 1 | 1 | 4 | 15 |
| 沖縄工業高等専門学校 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| ＯＩＳＴ | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 【合計】 | 181 | 166 | 27 | 28 | 243 | 236 |

（2019年12月末時点）

# 島嶼地域の子どもの居場所への派遣

大学のない離島の子どもの居場所では、普段大学生と触れ合う機会が少ないために、学生サポートボランティアの派遣を望む声も大きい。これに応えるべく、子どもの居場所学生ボランティアセンターでは、学生の長期休暇を利用し、短期集中派遣を行っている。

2016度～2019年度

| 離島名 | 2016年度<br>派遣人数<br>（ 居場所数 ） | 2017年度<br>派遣人数<br>（ 居場所数 ） | 2018年度・夏<br>派遣人数<br>（ 居場所数 ） | 2018年度・春<br>派遣人数<br>（ 居場所数 ） | 2019年度・夏<br>派遣人数<br>（ 居場所数 ） | 2019年度・春<br>派遣人数<br>（ 居場所数 ） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 石垣島 | 2人<br>（1ヶ所） | 10人<br>（ 1ヶ所 ） | 14人<br>（ 4ヶ所 ） | 3人<br>（ 4ヶ所 ） | 10人<br>（ 4ヶ所 ） | 4人<br>（ 4ヶ所 ） |
| 宮古島 | 4人<br>（3ヶ所） | 20人<br>（ 5ヶ所 ） | 20人<br>（ 5ヶ所 ） | 7人<br>（ 5ヶ所 ） | 12人<br>（ 6ヶ所 ） | 4人<br>（ 3ヶ所 ） |
| 多良間島 | 0人<br>（0ヶ所） | 4人<br>（ 1ヶ所 ） | 3人<br>（ 1ヶ所 ） | 1人<br>（ 1ヶ所 ） | 2人<br>（ 1ヶ所 ） | 1人<br>（ 1ヶ所 ） |
| 伊平屋村 | — | — | — | 2人<br>（ 1ヶ所 ） | 3人<br>（ 1ヶ所 ） | 2人<br>（ 1ヶ所 ） |
| 南大東村 | — | — | — | 2人<br>（ 2ヶ所 ） | 2人<br>（ 2ヶ所 ） | 2人<br>（ 2ヶ所 ） |
| 【 合計 】 | 6人<br>（4ヶ所） | 33人※1<br>（7か所） | 34人※2<br>（10か所） | 14人※3<br>（13か所） | 28人※4<br>（14か所） | 12人※5<br>（11か所） |

※1　宮古島と多良間島の２か所で活動した学生１名が重複。※4　宮古島と多良間島の２か所で活動した学生1名が重複。
※2　宮古島と多良間島の２か所で活動した学生３名が重複。※5　宮古島と多良間島の２か所で活動した学生1名が重複。
※3　宮古島と多良間島の２か所で活動した学生１名が重複。

# 子どもの居場所学生ボランティアセンター主催　研修会＆シンポジウム

沖縄県内の子どもを取り巻く実情や、国内の先進的取組みに関する研修会として実施。学生のスキルアップ及び一般市民への子ども支援への理解を深めることを目的とし、『発達障害児の支援を学ぶ～みんなが居心地の良い子どもの居場所を目指して～』と題して、研修会を開催した。

日　　時：２０１９年１２月１５日（日）１０：００～１２：００
場　　所：沖縄国際大学　１３号館　３０２教室
対　　象：学生サポートボランティアに登録する学生/一般市民
参加人数：４０名

■基調講演
テーマ：「発達障害児の支援を学ぶ～みんなが居心地の良い子どもの居場所を目指して～」
講　師：知名 孝 氏 （沖縄国際大学　准教授）







# 今後のスケジュール（2019年度）

- 学生サポートボランティア同士の大交流会withメンター
  - 日時：2020年3月で2回を予定
  - 会場：北部、南部の2か所を予定
  - 内容：学生サポートボランティア同士の交流・情報交換、悩みに対するメンター（対人援助職）からのアドバイス
- 子どもの居場所学生ボランティアセンター活動報告会（第４回）
  - 日時：2020年3月26日（木）16：30～18：00
  - 会場：内閣府沖縄総合事務局　2階　共同会議室Ｄ・Ｅ
  - 内容：寄附者への活動報告

# 今後のスケジュール（2020年度）

- 4月　各大学・学校でのPR活動
- 4月　事前研修会の開催（予定）
- 5月　事前研修会の開催（予定）

資料10－2

# 寄附金一覧（2016年度～2019年度）

**寄附金収入**

（単位：円）

| | 寄附団体名 | 寄附金 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 2016年度 | 一般財団法人オリオンビール奨学金財団<br>（現在、公益財団法人オリオンビール奨学財団） | 5,000,000 | 21,510,000 | |
| | 沖縄県酒造組合 | 4,500,000 | | |
| | 株式会社國場組 | 10,000,000 | | |
| | 株式会社日本トランスオーシャン航空 | 2,000,000 | | 航空チケット（上限100万×3年＝300万円相当） |
| | 寺田克彦（テラ・ウェブ・クリエイト） | 10,000 | | |
| 2017年度 | 株式会社MUGEN | 120,000 | 6,320,000 | |
| | 株式会社MUGEN | 100,000 | | |
| | 公益財団法人オリオンビール奨学財団 | 5,000,000 | | |
| | 沖縄県酒造組合 | 1,000,000 | | |
| | J・TAP協力会 | 100,000 | | 離島派遣時の宿泊費として |
| 2018年度 | 沖縄法政学会 | 254,786 | 6,254,786 | |
| | 公益財団法人オリオンビール奨学財団 | 5,000,000 | | |
| | 沖縄県酒造組合 | 1,000,000 | | |
| 2019年度 | 個人（匿名） | 100,000 | 140,000 | |
| | 株式会社MUGEN | 40,000 | | |

**寄附金支出（学生への謝金支払い額・航空チケット）**

（単位：円）

| 年度 | 寄付収入 | 謝金 | 寄付残高 | 航空チケット使用額 | 航空チケット残額 | 離島派遣宿泊費使用額 | 離島派遣宿泊費残額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2016年度 | 21,510,000 | 1,079,225 | 20,430,775 | | 3,000,000 | | |
| 2017年度 | 6,320,000 | 4,952,500 | 21,798,275 | 913,500 | 2,086,500 | | 100,000 |
| 2018年度 | 6,254,786 | 8,260,990 | 19,792,071 | 917,000 | 1,169,500 | 100,000 | 0 |
| 2019年度 | 140,000 | 8,273,360 | 11,658,711 | 701,500 | 468,000 | | |

（2019年12月分の謝金の支払いまで反映）

# 子どもの居場所（協定締結済み）一覧
# 【平成2016～2018年度】

| No | 市町村名 | 運営主体 | 居場所名 | 運営主体 | | 締結年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 市町村 | その他 | |
| 1 | うるま市 | 株式会社レキオス | あじま一家 | | ○ | 2019年2月28日 |
| 2 | 浦添市 | 仲西夢サポートセンター | 仲西夢サポートセンター | | ○ | 2019年2月25日 |
| 3 | 南大東村 | 南大東村 | 夢クラブ | ○ | | 2019年2月7日 |
| 4 | 南大東村 | 南大東村 | 南大東村夢クラブ | ○ | | 2019年2月7日 |
| 5 | 沖縄市 | 学習支援ひろば　くじら寺小屋 | 学習支援ひろば　くじら寺子屋 | | ○ | 2018年10月15日 |
| 6 | 那覇市 | 宇栄原団地自治会 | すこやか宇栄原っ子 | | ○ | 2018年9月12日 |
| 7 | 沖縄市 | 一般社団法人おきなわジュニア科学クラブ | 美ら団子 | | ○ | 2018年9月1日 |
| 8 | 那覇市 | 一般社団法人琉球フィルハーモニック | ジュニアジャズオーケストラおきなわ那覇ウェスト | | ○ | 2018年8月20日 |
| 9 | 国頭村 | 国頭村役場　福祉課 | スマイル☆キッズルーム | ○ | | 2018年8月17日 |
| 10 | 宜野座村 | 一般社団法人Estage（エステージ） | えーる | | ○ | 2018年8月1日 |
| 11 | 宮古島市 | NPO法人いけま福祉支援センター | みんなのおうち | | ○ | 2018年7月30日 |
| 12 | 石垣市 | アルファ進学スクール | 子どもホッ！とステーション未来塾 | | ○ | 2018年7月30日 |
| 13 | 石垣市 | 石垣市子どもセンター | 石垣市子どもセンター | | ○ | 2018年7月30日 |
| 14 | 石垣市 | まきら子どもホッと！ステーション | まきら子どもホッ！とステーション | | ○ | 2018年7月30日 |
| 15 | 那覇市 | 公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 | ティーダ・わらび～教室 | | ○ | 2018年7月27日 |
| 16 | 那覇市 | 那覇市社会福祉協議会 | 小禄北地域福祉推進会 | | ○ | 2018年7月25日 |
| 17 | 西原町 | 西原町役場 | わくわく教室 | ○ | | 2018年7月23日 |
| 18 | 名護市 | 名護市営市場子ども食堂 | 名護市営市場子ども食堂 | | ○ | 2018年7月7日 |
| 19 | 那覇市 | ほのぼのプロジェクト | ほのぼのヒロバ | | ○ | 2018年6月20日 |
| 1 | 中城村 | 社会福祉法人中城社会福祉協議会 | 子どもの居場所　わらびいくらぶ | | ○ | 2018年6月18日 |
| 2 | 沖縄市 | 一般社団法人子どもフードバンクKFB | 子どもカフェ | | ○ | 2018年6月18日 |
| 3 | 北中城村 | 北中城村　福祉課 | 仲順児童館 | ○ | | 2018年4月30日 |
| 4 | 北中城村 | 北中城村　福祉課 | 島袋児童館 | ○ | | 2018年4月30日 |
| 5 | 沖縄市 | 特定非営利活動法人たのしい教育研究所 | 沖縄市出前児童館キッズデポ | | ○ | 2018年3月15日 |

| No | 市町村名 | 運営主体 | 居場所名 | 運営主体 | | 締結年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 市町村 | その他 | |
| 6 | うるま市 | 一般社団法人りあん | 中学生の居場所つくり・子ども食堂 みどり町児童センター | | ○ | 2018年2月28日 |
| 7 | うるま市 | 一般社団法人りあん | 屋慶名児童館 中・高生居場所事業「びーぐ」 | | ○ | 2018年2月28日 |
| 8 | 宜野湾市 | 我如古知事会 | 我如古青少年育成塾「ゆーでぃき家ー」 | | ○ | 2018年1月9日 |
| 9 | 西原町 | 上原自治会 | 上原自治会子ども居場所 | | | 2017年12月11日 |
| 10 | 那覇市 | お結び珈琲　訓 | お結びキッズクラブ | | ○ | 2017年12月6日 |
| 11 | 那覇市 | NPO法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい | kukulu | | ○ | 2017年11月16日 |
| 12 | うるま市 | NPO法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい | b＆gからふる田場 | | ○ | 2017年11月16日 |
| 13 | うるま市 | NPO法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい | うるまkukulu | | ○ | 2017年11月16日 |
| 14 | 大宜味村 | ぶながやっ子ハウス | ぶながやっ子ハウス | | ○ | 2017年11月7日 |
| 15 | 多良間島 | 一般社団法人教育振興会 | 多良間村営塾 | | ○ | 2017年8月17日 |
| 16 | 宮古島市 | 一般社団法人教育振興会 | 宮古島第3教室「サシバ」 | | ○ | 2017年8月17日 |
| 17 | 伊平屋村 | 一般社団法人教育振興会 | わくわくクラブ | | ○ | 2017年8月17日 |
| 18 | 与那原 | つなひき無料学習塾 | つなひき無料学習塾 | | ○ | 2017年8月9日 |
| 19 | 八重瀬町 | 八重瀬町社会福祉協議会 | シーちゃん　きっず食堂 | | ○ | 2017年8月2日 |
| 20 | 糸満市 | 糸満がじゅまるセンター | 糸満がじゅまる児童センター | | ○ | 2017年8月1日 |
| 21 | 豊見城市 | 特定非営利活動法人かなえ | 子ども未来塾（かなえ） | | ○ | 2017年7月31日 |
| 22 | 石垣市 | 株式会社ゆにばいしがき | 子どもホッ！とステーション | | ○ | 2017年7月28日 |
| 23 | 宮古島市 | セレブラム教育システム株式会社 | セレブラム※沖縄県推薦 | | ○ | 2017年7月26日 |
| 24 | 宮古島市 | セレブラム教育システム株式会社 | 学習支援教室まなびやぁ | | ○ | 2017年7月26日 |
| 25 | 西原町 | 県営坂田高層住宅自治会 | 県営坂田高層住宅自治会 | | ○ | 2017年7月11日 |
| 26 | 那覇市 | 安謝新都心子ども広場 | 安謝新都心こども広場 | | ○ | 2017年7月8日 |
| 27 | 那覇市 | 那覇市母子生活支援施設センターさくら | 那覇市母子生活支援ｾﾝﾀｰさくら | | ○ | 2017年7月7日 |
| 28 | 豊見城市 | 社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会 | 子ども未来塾（まかぶ） | | ○ | 2017年6月26日 |
| 29 | 豊見城市 | 社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会 | 子ども未来塾（とみぐすく） | | ○ | 2017年6月26日 |
| 30 | 豊見城市 | 社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会 | 子ども未来塾（いらは） | | ○ | 2017年6月26日 |
| 31 | 南風原町 | 南風原町新川自治会 | 放課後子どもルーム | | ○ | 2017年6月16日 |

| No | 市町村名 | 運営主体 | 居場所名 | 運営主体 | | 締結年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 市町村 | その他 | |
| 32 | 那覇市 | 一般社団法人ビクトリーチャーチ | 子供の広場in那覇 | | ○ | 2017年6月13日 |
| 33 | 那覇市 | 小学生ユイマール塾よぎ・なかいま | ユーマール塾よぎ | | ○ | 2017年6月9日 |
| 34 | 那覇市 | 小学生ユイマール塾よぎ・なかいま | ユイマール塾なかいま | | ○ | 2017年6月9日 |
| 35 | 宜野湾市 | 普天間やまがっこう | 普天間やまがっこう | | ○ | 2017年5月23日 |
| 36 | 宮古島市 | 沖縄県社会福祉事業団漲水学園 | 漲水学園学習塾 | | ○ | 2017年3月3日 |
| 37 | 宜野湾市 | 普天間3区自治会 | 普天間3区こども居場所 | | ○ | 2017年2月22日 |
| 38 | 与那原 | 一般社団法人きっずまぁる | まぁる家よなばる | | ○ | 2017年1月22日 |
| 39 | 那覇市 | 松尾二丁目自治会 | 松尾2丁目自治会 | | ○ | 2016年12月28日 |
| 40 | 浦添市 | 株式会社りゅうせきビジネスサービス | サポートルームわらわら（那覇工業高等学校内）※沖縄県推薦 | | ○ | 2016年12月15日 |
| 41 | 沖縄市 | 株式会社りゅうせきビジネスサービス | 県立学校の居場所づくり事業（美里高校）※沖縄県推薦 | | ○ | 2016年12月15日 |
| 42 | 宜野湾市 | 株式会社りゅうせきビジネスサービス | 県立学校の居場所づくり事業（中部商業高校）※沖縄県推薦 | | ○ | 2016年12月15日 |
| 43 | 豊見城市 | 株式会社りゅうせきビジネスサービス | サポートルーム若葉（南部農林高等学校内）※沖縄県推薦 | | ○ | 2016年12月15日 |
| 44 | 那覇市 | 株式会社りゅうせきビジネスサービス | 県立学校の居場所づくり事業（真和志高校）※沖縄県推薦 | | ○ | 2016年12月15日 |
| 45 | 宮古島市 | NPO法人あらた | あらた | | ○ | 2016年12月13日 |
| 46 | 浦添市 | NPO法人エンカレッジ | NPO法人エンカレッジ<br>浦添てだこ学習支援教室 | | ○ | 2016年12月12日 |
| 47 | 浦添市 | NPO法人エンカレッジ | NPO法人エンカレッジ<br>浦添てだこ第二学習支援教室 | | ○ | 2016年12月12日 |
| 48 | うるま市 | NPO法人エンカレッジ | ゆう力家具志川教室 | | ○ | 2016年12月12日 |
| 49 | うるま市 | NPO法人エンカレッジ | ゆう力家塾（石川教室） | | ○ | 2016年12月12日 |
| 50 | うるま市 | NPO法人エンカレッジ | ゆう力家塾（与勝教室） | | ○ | 2016年12月12日 |
| 51 | 北谷町 | NPO法人エンカレッジ | NPO法人エンカレッジ　ちーたん塾 | | ○ | 2016年12月12日 |
| 52 | 豊見城市 | NPO法人エンカレッジ | NPO法人エンカレッジ豊見城教室 | | ○ | 2016年12月12日 |
| 53 | 西原町 | NPO法人エンカレッジ | エンカレッジ西原がじゅまーる教室 | | ○ | 2016年12月12日 |
| 54 | 宮古島市 | NPO法人エンカレッジ | デイゴ学習支援教室 | | ○ | 2016年12月12日 |
| 55 | 読谷村 | NPO法人エンカレッジ | エンカレッジ読谷学習支援第2教室 | | ○ | 2016年12月12日 |
| 56 | 那覇市 | NPO法人エンカレッジ | NPO法人エンカレッジ泉崎教室 | | ○ | 2016年12月12日 |
| 57 | 那覇市 | NPO法人エンカレッジ | NPO法人エンカレッジ真和志教室 | | ○ | 2016年12月12日 |

| No | 市町村名 | 運営主体 | 居場所名 | 運営主体 | | 締結年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 市町村 | その他 | |
| 58 | 那覇市 | 一般社団法人UTT | 地域子ども・若者プラザUTT※沖縄県推薦 | | ○ | 2016年12月8日 |
| 59 | 読谷村 | 一般社団法人うちなーからはーい | JIJIKIDS | | ○ | 2016年11月11日 |
| 60 | 中城村 | 久場っ子クラブ | 久場っ子クラブ | | ○ | 2016年11月11日 |
| 61 | 沖縄市 | 夢空間たんぽぽ | 夢空間たんぽぽ | | ○ | 2016年11月11日 |
| 62 | 那覇市 | 一般社団法人おきなわ子育てライフサポートセンター | たのしくやろう！しゅくだい教室 | | ○ | 2016年10月20日 |
| 63 | 那覇市 | 一般社団法人おきなわ子育てライフサポートセンター | すい・子ども食堂 | | ○ | 2016年10月20日 |
| 64 | 沖縄市 | NPO法人ももやま子ども食堂 | ももやま子ども食堂 | | ○ | 2016年10月17日 |
| 65 | 那覇市 | R・Kアカデミー | R・Kアカデミー | | ○ | 2016年10月4日 |
| 66 | 南城市 | 社会福祉法人南城市社会福祉協議会 | ほっとハウスひまわり（ひまわり児童館） | | ○ | 2016年10月4日 |
| 67 | 南城市 | 社会福祉法人南城市社会福祉協議会 | ほっとハウス「がじゅまる」（當山集落センター） | | ○ | 2016年10月4日 |
| 68 | 浦添市 | まちづくりNPOうらそえ | 浦添市母子生活支援施設浦和寮 | | ○ | 2016年9月16日 |
| 69 | 浦添市 | まちづくりNPOうらそえ | 浦添市立森の子児童センター | | ○ | 2016年9月16日 |
| 70 | 名護市 | 無名塾 | 無名塾 | | ○ | 2016年9月13日 |
| 71 | 那覇市 | ユイマール塾 | ユイマール塾 | | ○ | 2016年8月26日 |
| 72 | 南風原町 | 一般社団法人カナカナ | カナカナ | | ○ | 2016年7月22日 |
| 73 | 南風原町 | 認定NPO法人侍学園　スクオーラ・今人沖縄校 | 認定NPO法人<br>侍学園　スクオーラ今人　沖縄校 | | ○ | 2016年7月1日 |
| 74 | 名護市 | 公立大学法人名桜大学 | 名護市学習支援教室<br>ぴゅあ第二教室 | | ○ | 2016年6月1日 |

資料　１１

# 令和元年度 大学コンソーシアム沖縄 県民向け公開講座及びFD・SD研修 実施状況一覧（案）

2020/2/14時点

| No. | 開催日 | 区分 | 主催 | 大学コンソ沖縄対応 | タイトル（講演テーマ） | 取組・実施概要 | 参加者数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2019/7/26 | SD | 琉大 | 協力 | 消費税増税改正に伴う研修会 | 令和元年１０月１日より消費税率が１０％と引き上げられることとなっており、今回の消費税の引き上げにおいては、軽減税率対応や経過措置対応等があり、本研修会においてその点について研修を行った | ９機関<br>100名 | |
| 2 | 2019/9/3 | SD | 琉大 | 協力 | 情報セキュリティーインシデント対応研修会　～ボードゲーム研修会～ | セキュリティインシデントに対する問題意識をインシデント対応メンバー間で共有インシデント発生時の対処の優先順位付け（トリアージ）を体験する。自組織のセキュリティの課題に気付くことを狙いとして実施した。 | 7機関<br>15名 | |
| 3 | 2019/9/7 | 県民講座 | キリ学 | 冠(協賛) | アフガニスタン命の水を　～干ばつの大地に用水路を拓く《講師：中村哲》 | | 178名 | |
| 4 | 2019/10/12 | 県民講座 | 沖国 | 冠(協力) | コンピューター技術の発展と可能性《講師：大山健治》 | | 26名 | |
| 5 | 2019/12/14 | FD | 琉大 | 協力 | 数理データサイエンス教育普及展開シンポジウム《講師：真嘉比 愛》 | | ７機関<br>３７名 | |
| 6 | 2020/1/25 | 県民講座 | 沖大 | 冠(協賛) | ひきこもった子どもと親たち《講師（基調講演）：谷口 仁史》 | | | |
| 7 | 2020/2/2 | 県民講座 | 県看 | 冠(協力) | 人生の達人の暮らしぶり　～老いることに心を弾ませて～《講師：田場由紀》 | | | |
| 8 | 2020/2/ | SD | OIST | 協力 | SINET個別ミーティング説明会 | | 8機関<br>25名 | |
| 9 | 2020/2/14 | FD | 大学ｺﾝｿ | 名桜大<br>提案協力 | アメリカを抱きしめて　～日本人アメリカニストの軌跡～《講師：吉原真里》 | | | |
| 10 | 2020/2/15 | 県民講座 | 高専 | 協力 | | | | |
| 11 | 2020/2/22 | 県民講座 | OIST | 協力 | ビジネス革新 変化を創ろう ～科学、技術、ダイバーシティを通じて～《講師：菅 大介》 | | | |
| 12 | 2020/3/6 | FD・SD | 琉大 | 協力 | 論文発表の先にあるもの～研究成果の地域展開～《講師：早坂 信哉》 | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 13 | 2020/2/22 | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | |

資料１２

# 県内大学 入試説明会

## 入試改革の概要 各大学の入試説明

沖縄大学
沖縄キリスト教学院大学
沖縄県立看護大学
沖縄県立芸術大学
沖縄国際大学
沖縄女子短期大学
名桜大学
琉球大学（五十音順）

University Consortium Okinawa

2020年3月8日(日)

13:00～16:30

（受付開始 12:30）

琉球大学
全保連ステーション　3階

沖縄県高等学校PTA連合会
大学コンソーシアム沖縄共催
後援　沖縄県教育委員会・沖縄県高等学校長協会

対象
高校生の保護者の方

参加申し込み
2月1日～2月21日
各高校PTAにお申込ください

University Consortium Okinawa

【お問い合わせ先】
大学コンソーシアム沖縄事務局
〒903-0213
沖縄県中頭郡西原町字千原1
(TEL)098-895-8037
(E-mail)chikikakui@acs.u-ryukyu.ac.jp

12:30～13:00　受付
13:00～13:??　大学入試改革の概要説明
13:??～14:??　各大学のブースでの入試説明①
13:??～14:??　各大学のブースでの入試説明②
13:??～14:??　各大学のブースでの入試説明③
最大3大学の入試説明をお聴きいただけます。

**参加申し込み　2月1日～2月21日**

**各高校PTAにお申込ください。**

当日までに満席となった場合は，ご参加いただけない可能性があります。
事前の申し込みをおすすめいたします。
お申し込みについてご不明な点は，沖縄県高等学校PTA連合会事務局まで
ご連絡ください。




駐車場から
徒歩約5分

南口（西原口）から右折後，
1つめの信号を越えて
左側の駐車場へ

東口（中城口）から左折後，
左側の駐車場へ

（裏表紙）

コンソのロゴ

連絡先

アクセス・地図

【寄附申込み】
・子ども貧困対策事業
・トビタテ留学 JAPAN
（QR コード）

University Consortium Okinawa

# 一般社団法人
# 大学コンソーシアム沖縄

**加盟組織等一覧(令和２年４月１日現在)**

●公立大学法人名桜大学
　学長　砂川〇〇(理事)
●学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
　学長　砂川〇〇(理事)
●国立大学法人琉球大学
　学長　砂川〇〇(理事)
●学校法人沖縄国際大学
　学長　砂川〇〇(理事)
●学校法人嘉数女子学園　沖縄女子短期大学　学長　砂川〇〇(理事)
●独立行政法人国立高等専門学校機構
　国立沖縄工業高等専門学校
　学長　砂川〇〇(理事)
●学校法人沖縄大学
　学長　砂川〇〇(理事)
●学校法人沖縄キリスト教学院大学、沖縄キリスト教短期大学
　学長　砂川〇〇(理事)
●沖縄県立芸術大学
　学長　砂川〇〇(理事)
●沖縄県立看護大学
　学長　砂川〇〇(理事)

**趣旨・目的　～連携と協働で地域へ貢献～**

今、ICT の急速な進展と本格的な人口減少は、既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を大きく変えはじめ、人生 100 年時代が到来しています。ひとり一人の持つ力や才能の発揮を後押しする様々な取組や制度の創出が喫緊となり、幅広い視野や国際感覚を持った人材の育成、そして、地方創生の推進拠点としての社会人教育、地域課題を解決する複合的な学術連携や産学官連携が、ますます求められるようになっています。

このような中、　「一般社団法人　大学コンソーシアム沖縄」は、沖縄県内の大学が、相互に見学の精神を尊重しつつ、有機的連携により教育研究を一層充実発展させ、また産学官の連携により地域社会の活性化と発展に貢献することを目的として、平成 26 年 8 月 8 日に設立されました。

本法人では、次のような事業を定款に明記して、県内の１１の高等教育機関がそれぞれの特長や強み、個性を活かした教育の質向上に努めながら、時には直接的に、時にはこれらを複合的に関連させた実施事業を編成し、協働して取り組んでいます。

これからも本法人では、沖縄の多様性・地域性・国際性を念頭に、時代の変化や地域の皆さまのニーズに対応しつつ、地域の発展を目指して、自治体や産業界等と協働して大学連携機関らしい事業を推進してまいります。

1．グローバル人材の育成
2．単位互換
3．学生間の連携・交流
4．共同研究
5．教職員の研修、交流及び情報交換
6．小中高大連携活動
7．公開講座（県民フォーラム・出前講座）
8．産学官連携
9．各種の地域社会貢献
10．その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

**大学コンソーシアム沖縄の主な実施事業**

■グローバル人材育成事業
■地域課題対応事業
■FD・SD 事業
■生涯学習事業
■その他事業

## これまでの活動

**■平成 26 年度**

1　第 1 回シンポジウム 2014
2　第 1 回沖縄学生サミット 2014
3　総会・運営委員会

**■平成 27 年度**

1　第 2 回シンポジウム 2015
2　第 2 回沖縄学生サミット 2015
3　県民向け公開講座（各大学持ち回り）
4　平成 27 年度子供科学人材育成事業（中学生及び高校性プロジェクト）
5　総会・運営委員会

**■平成 28 年度**

1　第 3 回シンポジウム 2016
2　第 3 回沖縄学生サミット 2016
3　平成 28 年度県民向け公開講座（各大学持ち回り）
4　平成 28 年度子供科学人材育成事業（中学生及び高校性プロジェクト）
5　子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業
6　総会・運営委員会

**■平成 29 年度**

1　第 14 回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム
2　平成 29 年度県民向け公開講座（各大学持ち回り）
3　平成 28 年度子供科学人材育成事業（中学生及び高校性プロジェクト）
4　子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業
5　知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業（大学等研究者の学外連携促進）
6　グローバル・ピース・ダイアログ沖縄
7　中国大学生友好交流訪日団の学生との昼食交流会
8　総会・運営委員会

**■平成 30 年度**

1　子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業
2　知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業（大学等研究者の学外連携促進）
3　総会・運営委員会

**■平成 31 年度（令和元年度）**

1　子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業
2　連携協力機関（沖縄産学官協働人財育成円卓会議）とのテーマディスカッション
3　県内大学入試説明会
4　総会・運営委員会

**◆子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業**

○

## 沖縄県産学官協働人財育成円卓会議と大学コンソーシアム沖縄との有機的な連携

**■大学資源と社会資源の連携による人材づくり**

第 4 次産業革命、Society5.0、人生 100 年社会、グローバル化、地方創生、学術研究や教育の発展等を背景に、今、社会全体の構造は大きく変化しています。それにつれて、高等教育における人材育成も、18 歳で入学する伝統的な学生ばかりではなく、社会人までを射程に入れつつ、幅広い視野や普遍的な力、新たなリテラシーを身につけてもらうための最先端の理論や実践によって行われることが必須となっています。

これから必要とされる高等教育機関は、多様な教育研究分野、多様な教員、多様な学生、多様性を持った大学づくりに取り組んでいくことになります。そのためには、県内の高等教育機関が持つ大学資源の相互連携はもとより、自治体や産業界、地域の人々の間に存在する社会資源とを結びつけて地域全体で持続可能にしていく仕組みを創出することが求められます。

その仕組みを創出するために必要となる議論や連携、交流の企画を行う恒常的な体制として、 本法人は、沖縄県産学官協働人財育成円卓会議との有機的連携体制を構築し、この体制を恒常的に活用しています。

円卓会議では、沖縄県、産業界、高等教育機関（本法人）が共同代表となり、自治体と産業界とともに、地域振興に必要な人材育成上の課題や、地域課題の解決に向けた議論を共有し、必要な事業を協働で推進しています。円卓会議との有機的連携に基づく実施事業が、本法人の特色ある取組にもなっています。

**■連携による事業や支援**

○グローバル人材の育成
　・トビタテ！留学 JAPAN　地域人材コース
○子ども貧困への対応
　・子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業

**【連携図】**

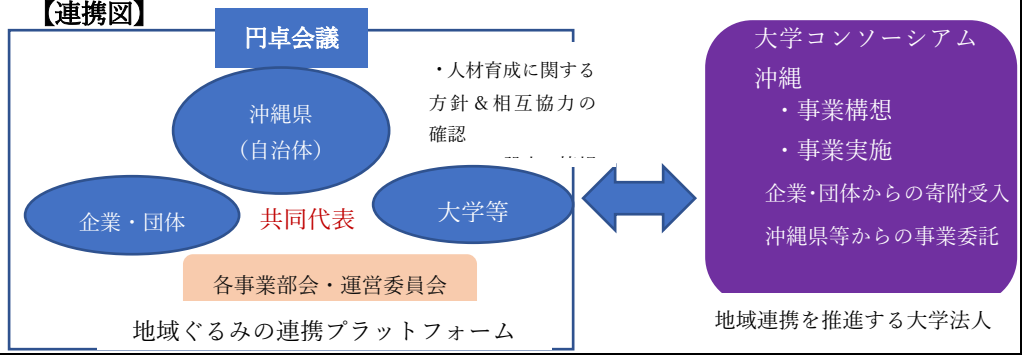

県民向け公開講座チラシフォーマット

資料１４

パターン１ ※チラシフォーマットは例示ですので、各大学適宜加工修正の上、活用下さい。

※申込みの要不要、「共催」、「協賛」、「後援」、「協力」記載については、大学コンソシアム沖縄事務局へご相談下さい。

（　担当大学名　）企画・運営

# 大学コンソーシアム沖縄
# 県民向け公開講座

講座テーマ「　　」

日　時／

会　場／

入場無料

プログラム概要、講師紹介等

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄は、県内１１の大学・短期大学・高等専門学校により構成された団体で、地域社会の活性化及び沖縄県の発展と振興に寄与することをめざし、その取組の１つとして、構成機関による持ち回りでの県民向け公開講座を実施しています。

お問い合わせ先：〇〇大学〇〇課

県民向け公開講座チラシフォーマット

**パターン２**

**（　担当大学名　）企画・運営**

**大学コンソーシアム沖縄 県民向け公開講座**

# 講座テーマ「〇〇〇〇」

**日　時／**

**会　場／**

入場無料

**プログラム概要、講師紹介等**

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄は、県内１１の大学・短期大学・高等専門学校により構成された団体で、地域社会の活性化及び沖縄県の発展と振興に寄与することをめざし、その取組の１つとして、構成機関による持ち回りでの県民向け公開講座を実施しています。

**お問い合わせ先：〇〇大学〇〇課**

県民向け公開講座チラシフォーマット

**パターン３**

**（　担当大学名　）企画・運営**

University Consortium Okinawa

# 大学コンソーシアム沖縄 県民向け公開講座

**講座テーマ「　　」**

**日　時／**

**会　場／**

入場無料

**プログラム概要、講師紹介等**

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄は、県内１１の大学・短期大学・高等専門学校により構成された団体で、地域社会の活性化及び沖縄県の発展と振興に寄与することをめざし、その事業の１つとして、構成機関による持ち回りでの県民向け公開講座を実施しています。

**お問い合わせ先：〇〇大学〇〇課**

資料 １５

# 法人概要

## 法人概要

| | |
|---|---|
| 法 人 名 | 特定非営利活動法人 沖縄知の風 （NPO法人） |
| 所 在 地 | 〒901-0152 那覇市字小禄1831－1 沖縄産業支援センター407 |
| | アクセス（産業支援センターのHPにリンクします） |
| 電話番号 | 098－859－7084 |
| ＦＡＸ | 098－859－7085 |
| メールアドレス | info@chinokaze.okinawa |
| ホームページ | http://chinokaze.okinawa |
| 設 立 | 平成19年9月21日 |

### 【役職員】

| | | |
|---|---|---|
| 理 事 長 | 大城 肇 | （琉球大学学長） |
| 副理事長 | 山里 勝巳 | （名桜大学学長） |
| 理 事 | 仲地 博 | （沖縄大学学長） |
| | 前津 榮健 | （沖縄国際大学学長） |
| | 友利 廣 | （沖縄キリスト教学院大学学長） |
| 監 事 | 野原 雅彦 | （税理士法人エヌズ） |
| 顧 問 | 瀬名波 榮喜 | （名桜大学名誉学長） |
| 常任幹事兼事務局長 | 水谷 昌弘 | （株式会社C＆EP代表取締役社長） |
| 事 務 局 | 玉寄 章子 | |

琉大教第　　号
令和２年　月　日

沖縄県内高等教育機関　御中

国立大学法人琉球大学
グローバル教育支援機構

# おきなわ数理・データサイエンス教育普及連絡会への参加案内

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、本学の教育研究、大学運営に関しまして深いご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、沖縄県内での高等教育機関における数理・データサイエンス教育推進を目的とし、おきなわ数理・データサイエンス教育普及連絡会（以下「連絡会」という。）を設置いたしました。

この連絡会は、連絡会の目的や活動に賛同頂ける沖縄県内高等教育機関に所属する個人及び団体で構成することとしており、広く参加案内をさせて頂きます。

参加をご希望される場合は、別添入会申込書に必要事項をご記入の上、琉球大学学生部教育支援課まで送付願います。

敬具

「大学の数理・データ教育強化方策について（H28.12　数理及びデータサイエンス教育の強化に関する懇談会　文部科学省）」においては、「超スマート社会」では、広範囲かつ目的に整合したデータの取得を前提として、それらのデータに内在する本質的構造を見極め、数理的思考に基づいて解析・問題解決を行う能力、データサイエンスを活用して新たな価値を生み出し、有用なシステム構築につなげる能力が求められるとし、数理的思考力とデータ分析・活用能力を持つ人材の育成が必須とされ、社会に価値やサービスを生み出すという目的に合致した大学教育システムの構築が必要であるとされています。

文部科学省では、数理・データサイエンス教育の全国展開を行うため、文系理系問わない全学的な数理・データサイエンス教育を実施・普及展開するための拠点校・協力校の設置を行っており、本学も平成 31 年度から協力校として選定され 、数理・データサイエンス教育強化事業の推進に取り組んでいるところです。

琉球大学地域連携FD・SD研修会

# 論文発表の先にあるもの
## ―研究成果の地域展開―

講師

はやさか　しんや
## 早坂 信哉 氏

（東京都市大学人間科学部・大学院総合理工学研究科教授）



【講師プロフィール】
早坂信哉（はやさかしんや）
東京都市大学人間科学部・大学院総合理工学研究科教授／医師、博士（医学）／温泉療法専門医。日本温泉気候物理医学会理事、一般社団法人日本銭湯文化協会理事、一般財団法人日本健康開発財団温泉医科学研究所所長、環境省「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に関する有識者会議」委員等も歴任。入浴や温泉に関する医学的研究の第一人者としてテレビやラジオ、新聞や講演など多方面で活躍中。著書「最高の入浴法~お風呂研究20年、3万人を調査した医師が考案」（大和書房）など。

日時　**令和2年3月6日（金）14:00～16:00**

会場　**琉球大学共通教育棟3号館104**

## 概要

毎年多数の研究成果が学会や学術論文で発表されていますが、研究成果は研究者の世界だけで共有されるだけではなく、広く地域社会に発信されることが求められています。
「温泉博士」「お風呂博士」の愛称で多くのメディアに紹介されている東京都市大学人間科学部教授の早坂信哉氏に、研究テーマである「入浴・温泉」を通じた多くの自治体・企業等との地域連携の実績を基に、研究成果を地域社会に展開する思考法や手法・成功例などについてご講演いただきます。

本研修会は、東京都市大学と琉球大学との大学間包括連携協定の一環として、本学教職員をはじめ、県内大学等の教職員を対象として開催しますが、広く一般の方もご参加いただけます。
参加のお申込みは、申込みフォーム（QRコードより）、メール、お電話、または裏面にご記入の上、FAXにて送信ください。

参加のお申込みはこちらから

【主催】琉球大学地域連携推進機構　　【協力】一般社団法人大学コンソーシアム沖縄

お申込み・お問い合わせ：琉球大学　総合企画戦略部　地域連携推進課　企画係
TEL：098-895-8997 ,8998　FAX：098-895-8185　Email：chikikaku@acs.u-ryukyu.ac.jp

Island wisdom, for the world, for the future.

# 琉球大学　ACCESS MAP

←アクセスマップ、キャンパスマップはこちらからもご確認いただけます

## 空港から琉球大学

### 高速バス

111　117　番線

●琉球バス・沖縄バス・那覇バス・東陽バスの4社が交互運行
※各20～40分に1本程度／所要時間：40～50分

113　123　152　番線

●琉球バス　経路　空港→沖縄自動車道→琉大入口下車
(琉大入口にて下車、琉大北口まで徒歩約4分)
※1時間に1本程度／所要時間：45分

### モノレール＆タクシー

空港 ― 旭橋 ― 首里 ― てだこ浦西 …… 琉球大学

旭橋～首里：モノレール 約17分
首里～てだこ浦西：モノレール 約12分
てだこ浦西～琉球大学：タクシー 約10分

## 首里駅琉大快速線

94　番線→琉大南口／北口方面

●那覇バス　モノレール首里駅から琉大北口まで(平日のみ運行)
経路　首里駅前→汀良三丁目→城東小学校前→石嶺二丁目→棚原→キリスト教短大入口→琉大附属病院前→琉大附属小学校→琉大法文学部前(琉大北口行きのみ)→琉大北口(終点)

## 那覇バスターミナルから琉球大学

### 路線バス

97　番線「琉大東口／北口方面」

●那覇バス　経路　バスターミナル→国際通り(牧志)→儀保(首里)→琉大附属病院→琉大東口→琉大北口(終点)

98　番線「琉大北口方面」

●琉球バス　経路　バスターミナル→国際通り(牧志)→バイパス→真栄原→沖国大前→琉大北口(終点)
※各20～40分に1本程度／所要時間：40～50分

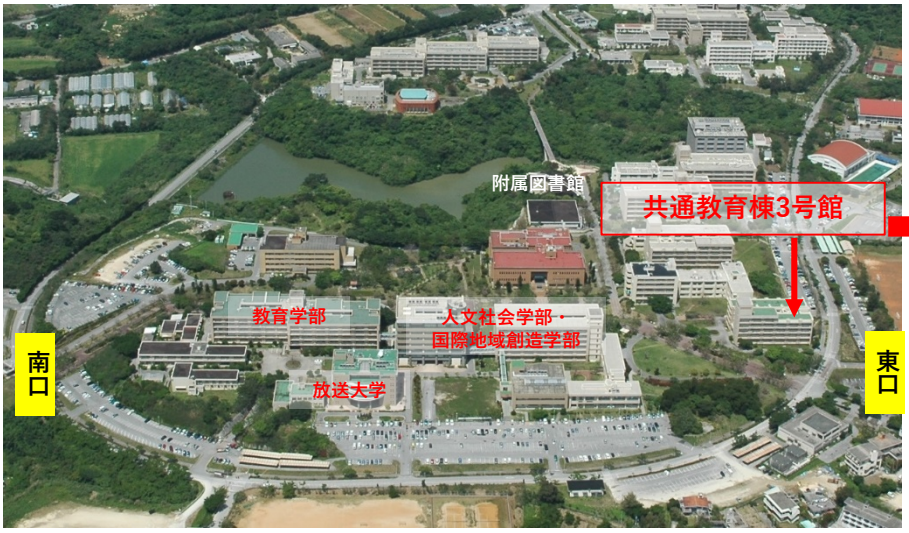





# 琉球大学地域連携FD･SD研修会　参加申込書

| | 氏名 | ご職業･所属先 |
|---|---|---|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |

当日受付にて混雑を避けるため、事前申込みにご協力ください。
ご参加予定の企業・団体名、参加者氏名をご記載の上、申込フォーム（表面 QR コード）、ＦＡＸ（098-895-8185）もしくはメール（chikikaku@acs.u-ryukyu.ac.jp あて）にてお申込みください。

【個人情報について】
本研修会申込み等で取得した個人情報については、本学の個人情報管理規則に基づき適切に管理し、本研修会参加者への案内・運営以外の目的には使用いたしません。